

2024年度

学修要覧

デザイン・データ科学部

東京都市大学

大学が提供する学びの機会を活用してください

学長 野城 智也

思う存分学べる学校を作りたいという熱い思いに満ちた学生諸氏が、諸方奔走し、教師になってくださる方々、資金など学校の礎を創ってくださる方々を説き伏せて、実際に設立にこぎつけた学校があった、いわば、学生が創立者である学校があったというお話をきいても、皆さんは夢物語と思うかもしれません。

しかし、いま皆さんが学んでいる、この東京都市大学の前身の一つである武蔵高等工科学校は、まさに、そのような夢物語のような経緯をたどって 95 年前に設立されました。

本学の創設にかかわった学生諸氏をかりたてたモノは何であったのでしょうか？

それは、自らの人生を切り拓いていくための能力や技術や知識を身につけたい、という想いであったということが、遺された史料からは浮かび上がってきます。

本学が創立された 1920 年代には、国内外で経済恐慌が頻繁におこっただけでなく、1923 年には関東大震災がおきています。騒然としていて、明日何がおきるかわからないという気持ちを人々に抱かせるような時代でした。不確実性に満ち満ちた時代を生き抜いていくためには、自らの知を磨いていくしかない、と考えた青年たちがいたとしても、まったく不思議がない状況でした。本学の創設にかかわった学生の面々も、こうした青年の一部であったと想像されます。

いま皆さんをとりまく状況は、1920 年代の先輩たちを取り巻いていた状況とは全く異なります。ただ、さまざまな不確実性が未来を覆っているという点においては、95 年前と似ています。だとすれば、先輩たちが、激動の時代を、自ら磨いた知の力で、乗り越え、自らの道を切り拓いていったように、是非、いまの本学の学生諸君も、それぞれの知を磨き、仮に将来、さまざまな困難・課題に直面したとしても、それらを乗り越え、それぞれの道を切り拓いていってもらいたいと、切望する次第です。

東京都市大学は、皆さんが学んでいくさまざまな機会を提供します。その機会をどれだけ活用できるかは、学生諸君それぞれの取り組み方に大いに依存します。与えられたことをこなしていく受動的な態度では、将来、道を拓いていくだけの知の力を十分に磨いていくことはできません。「自分は如何なる知を磨くのか」を主体的に考え、それをもとに履修計画を練っていくことで、大学が提供する学びの機会の活用度は異なってきます。

この学修要覧は、本学が提供する機会の内容についてとりまとめたデータベースです。このデータベースを参照しながら、どのような知を磨いていくのか、学生諸君が自身で考え、自らの履修計画を主体的に練っていていただくことに期待します。



目 次

東京都市大学で学ぶこと

学長 野城 智也

東京都市大学

■大学概要	3
■沿革	5
■学年暦	7
■東京都市大学学則	9
■関係規程	27
1. 東京都市大学 学位規程	27
2. 東京都市大学 認定留学に関する規程	31
3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程	33
4. 東京都市大学 授業料等納入規程	39
5. 東京都市大学 情報システム利用規則	41
6. 東京都市大学の情報システムに関する 情報セキュリティポリシー 基本方針	43

デザイン・データ科学部

■デザイン・データ科学部：理念・目的	48
■デザイン・データ科学部：人材の養成及び教育研究上の目的、 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー	51
■デザイン・データ科学部：履修要綱	52
1. 単位	52
2. 授業科目	53
3. 履修	54
4. 授業時間	57
5. 休講	57
6. 不可抗力（災害）等による授業措置	57
7. 科目試験	58
8. 成績	59
9. 単位修得状況や成績に関する指導	60
10. 3年次進級条件	60
11. キャップストーンプロジェクトの着手条件	61
12. 所属学科以外で開講される科目の履修	61
13. 修業年限	62
14. 卒業延期	62
■東京都市大学オーストラリアプログラム	63

—— デザイン・データ科学部 デザイン・データ科学科 ——

■科目区分の概要	70
■デザイン・データ科学科 教育課程表.....	73
■デザイン・データ科学科 履修モデル.....	75
■デザイン・データ科学科 履修系統図.....	79
■デザイン・データ科学科 学習・教育到達目標と授業科目の関係	81

関係情報

■図書館	85
■情報基盤センター	89
■学生生活関連	91
■大学院環境情報学研究科	97
■環境方針	99
■教職員名簿	100
■校舎配置図	106

2024年度 大学概要



理念

「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」

建学の精神 “公正” “自由” “自治” を活かしながら新たな発展へ

本学は、“工業教育の理想”を求める学生たちが中心となって創設された、日本においてきわめて稀な、学生の熱意が創り上げた大学です。この建学の精神は、独立自主の思い溢れる学生たちが掲げた、夢と希望のシンボルです。東京都市大学は、この優れた精神を継承しながら、“持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究”を理念とし、新しい時代と社会の要請に応える大学へとさらなる進化を遂げていきます。

東京都市大学	TOKYO CITY UNIVERSITY UNDERGRADUATE DIVISION	入学定員	収容定員
■理工学部	FACULTY OF SCIENCE AND ENGINEERING		
機械工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL ENGINEERING	120	480
機械システム工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL SYSTEMS ENGINEERING	110	440
電気電子通信工学科	DEPARTMENT OF ELECTRICAL, ELECTRONICS AND COMMUNICATION ENGINEERING	150	600
医用工学科	DEPARTMENT OF MEDICAL ENGINEERING	60	240
応用化学科	DEPARTMENT OF APPLIED CHEMISTRY	75	300
原子力安全工学科	DEPARTMENT OF NUCLEAR SAFETY ENGINEERING	45	180
自然科学科	DEPARTMENT OF NATURAL SCIENCES	60	240
		620	2,480
■建築都市デザイン学部	FACULTY OF ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN		
建築学科	DEPARTMENT OF ARCHITECTURE	120	480
都市工学科	DEPARTMENT OF URBAN AND CIVIL ENGINEERING	100	400
		220	880
■情報工学部	FACULTY OF INFORMATION TECHNOLOGY		
情報科学科	DEPARTMENT OF COMPUTER SCIENCE	100	400
知能情報工学科	DEPARTMENT OF INTELLIGENT SYSTEMS	80	320
		180	720
■環境学部	FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES		
環境創生学科	DEPARTMENT OF RESTORATION ECOLOGY AND BUILT ENVIRONMENT	90	360
環境経営システム学科	DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL MANAGEMENT AND SUSTAINABILITY	90	360
		180	720
■メディア情報学部	FACULTY OF INFORMATICS		
社会メディア学科	DEPARTMENT OF SOCIOLOGY AND MEDIA STUDIES	90	360
情報システム学科	DEPARTMENT OF INFORMATION SYSTEMS	100	400
		190	760
■デザイン・データ科学部	FACULTY OF DESIGN AND DATA SCIENCE		
デザイン・データ科学科	DEPARTMENT OF DESIGN AND DATA SCIENCE	100	400
■都市生活学部	FACULTY OF URBAN LIFE STUDIES		
都市生活学科	DEPARTMENT OF URBAN LIFE STUDIES	160	640
■人間科学部	FACULTY OF HUMAN LIFE SCIENCES		
人間科学科	DEPARTMENT OF HUMAN LIFE SCIENCES	100	400
		1,750	7,000

2024年度 大学概要

■世田谷キャンパス【理工学部】【建築都市デザイン学部】【情報工学部】【都市生活学部】【人間科学部】

〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1-28-1

■横浜キャンパス【環境学部】【メディア情報学部】【デザイン・データ科学部】

〒224-8551 神奈川県横浜市都筑区牛久保西3-3-1

■総合研究所

〒158-0082 東京都世田谷区等々力8-15-1

■原子力研究所〔王禅寺キャンパス〕

〒215-0013 神奈川県川崎市麻生区王禅寺971

東京都市大学 大学院	TOKYO CITY UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
■総合理工学研究科	GRADUATE SCHOOL OF INTEGRATIVE SCIENCE AND ENGINEERING				MASTER'S COURSE	DOCTOR'S COURSE
機械専攻	MECHANICS	85	145	10	26	
電気・化学専攻	ELECTRICAL ENGINEERING AND CHEMISTRY	110	176	12	28	
共同原子力専攻	COOPERATIVE MAJOR IN NUCLEAR ENERGY	15	30	4	12	
自然科学専攻	NATURAL SCIENCES	20	35	2	6	
建築都市デザイン専攻	ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN	90	144	12	28	
情報専攻	INFORMATICS	80	146	10	26	
		400	676	50	126	
■環境情報学研究科	GRADUATE SCHOOL OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES				MASTER'S COURSE	DOCTOR'S COURSE
環境情報学専攻	ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES	62	82	6	10	
東京都市大学・エディスコーウン大学 国際連携環境融合科学専攻	INTERNATIONAL COLLABORATIVE PROGRAM OF TRANSDISCIPLINARY SCIENCES FOR SUSTAINABILITY BETWEEN TOKYO CITY UNIVERSITY AND EDITH COWAN UNIVERSITY	5	5	-	-	
都市生活学専攻	URBAN LIFE STUDIES	18	24	6	10	
		85	111	12	20	
		485	787	62	146	

付属施設等	大学	共通教育部 FACULTY OF LIBERAL ARTS AND SCIENCES	世田谷・横浜キャンパス
	大学	図書館 LIBRARY	世田谷・横浜キャンパス
	大学	総合研究所 ADVANCED RESEARCH LABORATORIES	世田谷キャンパス
	大学	情報基盤センター INFORMATION TECHNOLOGY CENTER	世田谷・横浜キャンパス
	理工学部	原子力研究所 ATOMIC ENERGY RESEARCH LABORATORY	王禅寺キャンパス

沿革

東京都市大学は、昭和4年に創設された武蔵高等工科学校をその母体として発展してきたもので、その沿革は次の通りである。昭和24年に学制改革により武蔵工業大学に昇格した本学は、公正・自由・自治を建学の精神とし、実学の充実に力点を置いた教育と、実践的かつ先駆的な研究活動で、わが国の工業教育に尽瘁してきた。平成21年には東京都市大学と改称し、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とした、科学技術から生活福祉までの幅広い領域を網羅する大学として現在に至っている。

- | | |
|----------|--|
| 昭和 4年 9月 | □武蔵高等工科学校として創設 □電気工学科、土木工学科、建築工学科の3学科を開設 |
| 昭和 5年 4月 | □建築工学科を建築学科と改称 |
| 昭和 9年 4月 | □機械工学科を増設、計4学科となる |
| 昭和17年 4月 | □実業学校令、専門学校令による武蔵高等工業学校を開設 □機械工学科、電気工学科、土木工学科、建築工学科の4学科を設置 |
| 昭和19年 4月 | □武蔵工業専門学校と改称 □機械科、電気科、建築科、土木科とし、同時に電気通信科を増設、計5科となる |
| 昭和24年 4月 | □武蔵工业大学に昇格 □工学部機械工学科、電気工学科、建設工学科の3学科を設置 □学長に赤野正信が就任 |
| 昭和25年 4月 | □短期大学部機械科、電気科、建設科の3科を併設 |
| 昭和27年 4月 | □学長に荒川大太郎が就任 |
| 昭和29年11月 | □理事長に五島慶太が就任 |
| 昭和30年 5月 | □学長に元東京工業大学長・大阪帝国大学総長工学博士八木秀次が就任 |
| 同 6月 | □学校法人東横学園を合併して学校法人名を五島育英会と改称 |
| 昭和32年 4月 | □工学部に電気通信工学科を増設、建設工学科を建築工学科、土木工学科に分離し、工学部は計5学科となる |
| 昭和34年 4月 | □工学部に生産機械工学科、経営工学科を増設、工学部は計7学科となる |
| 同 9月 | □理事長に五島昇が就任 |
| 昭和35年 4月 | □原子力研究所発足 □学長に前静岡大学長工学博士山田良之助が就任 |
| 同 10月 | □工学部建築工学科を建築学科と改称 |
| 昭和39年 9月 | □五島育英会々長に五島昇が就任 □理事長に唐沢俊樹が就任 |
| 昭和40年 4月 | □工学部機械工学科と生産機械工学科を合併、新たに機械工学科とし、工学部は計6学科となる |
| 昭和41年 4月 | □大学院工学研究科修士課程機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻の4専攻を開設 |
| 昭和42年 5月 | □理事長に星野直樹が就任 |
| 昭和43年 3月 | □短期大学部を廃止 |
| 同 4月 | □大学院工学研究科博士後期課程機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻の4専攻を開設 |
| 昭和44年 4月 | □工学部電気通信工学科を電子通信工学科と改称 |
| 昭和47年 4月 | □大学院工学研究科修士課程に土木工学専攻を増設、大学院工学研究科修士課程は計5専攻となる |
| 昭和49年 3月 | □理事長に曾禰益が就任 |
| 昭和53年 3月 | □学長に東京大学名誉教授工学博士石川馨が就任 |
| 昭和54年10月 | □創立50周年 □情報処理センター発足 |
| 昭和55年 6月 | □理事長に五島昇が就任 |
| 昭和56年 4月 | □大学院工学研究科博士後期課程に土木工学専攻を増設、大学院工学研究科博士後期課程は計5専攻となる □大学院工学研究科修士課程に経営工学専攻、原子力工学専攻を増設、大学院工学研究科修士課程は計7専攻となる |
| 同 6月 | □会長に五島昇が就任 □理事長に山田秀介が就任 |
| 昭和60年 4月 | □工学部電気工学科を電気電子工学科と改称 |
| 平成元年 9月 | □学長に本学教授工学博士古浜庄一が就任 |
| 平成 4年 4月 | □水素エネルギー研究センター発足 |
| 平成 6年 5月 | □理事長に堀江音太郎が就任 |
| 平成 9年 4月 | □環境情報学部環境情報学科を開設、大学は計2学部となる □工学部に機械システム工学科、電子情報工学科、エネルギー基礎工学科を増設、工学部は計9学科となる □情報メディアセンター発足 |
| 平成10年 9月 | □学長に東京大学名誉教授・埼玉大学名誉教授工学博士堀川清司が就任 |
| 同 10月 | □環境情報学部が国際規格「環境マネジメントシステムISO 14001」の認証を取得 |
| 平成11年 4月 | □エネルギー環境技術開発センター発足 |
| 平成12年 4月 | □産官学交流センター発足 |
| 同 5月 | □理事長に秋山壽が就任 |
| 平成13年 4月 | □大学院環境情報学研究科修士課程環境情報学専攻を開設、大学院は計2研究科となる □大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程生産機械工学専攻を機械システム工学専攻と改称 |
| 平成14年 4月 | □大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程土木工学専攻を都市基盤工学専攻と改称、大学院工学研究科修士課程原子力工学専攻をエネルギー量子工学専攻と改称 □工学部土木工学科を都市基盤工学科、経営工学科をシステム情報工学科とそれぞれ改称 □環境情報学部に情報メディア学科を増設、環境情報学部は計2学科となる □生涯学習センター発足 |
| 平成15年 3月 | □14号館（サクラセンター#14（新体育館・食堂））完成 |
| 平成15年 4月 | □大学院工学研究科博士後期課程にエネルギー量子工学専攻を増設、大学院工学研究科博士後期課程は計6専攻となる □工学部電気電子工学科を電気電子情報工学科、電子情報工学科をコンピュータ・メディア工学科、エネルギー基礎工学科を環境エネルギー工学科とそれぞれ改称 |

- 同 5月 □理事長に山口裕啓が就任
 平成16年 4月 □総合研究所発足
 同 9月 □学長に本学教授工学博士中村英夫が就任
 同 10月 □創立 75周年 □9号館（新図書館）完成
 平成17年 4月 □大学院環境情報学研究科博士後期課程環境情報学専攻を開設
 平成18年 4月 □大学院工学研究科修士課程経営工学専攻の学生募集を停止、修士課程及び博士後期課程にシステム情報工学専攻を開設
 □大学院全専攻に博士後期課程が設置されたため修士課程の呼称を博士前期課程に変更、大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる
 同 8月 □4号館（新建築学科棟）完成
 平成19年 4月 □知識工学部情報科学科、情報ネットワーク工学科、応用情報工学科の3学科を開設、大学は計3学部となる □工学部に生体医工学科を増設、工学部の電子通信工学科、コンピュータ・メディア工学科、システム情報工学科の学生募集を停止、電気電子情報工学科を電気電子工学科、都市基盤工学科を都市工学科とそれぞれ改称、工学部は計7学科となる
 同 12月 □室蘭工业大学と包括連携協定を締結
 平成20年 3月 □昭和大学、多摩美術大学と包括連携協定を締結
 同 4月 □工学部に原子力安全工学科を増設、工学部は計8学科となる □工学部環境エネルギー工学科をエネルギー化学科と改称
 平成21年 4月 □同一法人内の東横学園女子短期大学と統合し、大学名称を東京都市大学と改称 □都市生活学部都市生活学科、人間科学部児童学科を開設、大学は計5学部となる □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程電気工学専攻の学生募集を停止、電気電子工学専攻、生体医工学専攻、情報工学専攻を開設、大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計9専攻となる □知識工学部に自然科学科を増設、応用情報工学科を経営システム工学科と改称、知識工学部は計4学科となる
 同 6月 □2号館（生体医工学科棟）完成
 平成22年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程エネルギー量子工学専攻の学生募集を停止、エネルギー化学専攻を開設、共同原子力専攻を早稲田大学と共同で開設、大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計10専攻となる
 平成23年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程都市基盤工学専攻を都市工学専攻と改称 □工学部及び知識工学部の情報処理センター、環境情報学部の情報メディアセンターを改編し、情報基盤センター発足
 平成23年 5月 □理事長に安達功が就任
 平成24年 4月 □共通教育部を設置
 平成25年 4月 □大学院環境情報学研究科に修士課程都市生活学専攻を増設、大学院博士前期課程の呼称を修士課程に変更 □環境情報学部環境情報学科及び情報メディア学科の学生募集停止、環境学部環境創生学科、環境マネジメント学科、メディア情報学部社会メディア学科、情報システム学科を新設、大学は計6学部18学科となる □工学部生体医工学科を医用工学科と改称、知識工学部情報ネットワーク工学科を情報通信工学科と改称
 同 9月 □学長に東京大学名誉教授・前独立行政法人科学技術振興機構理事長 理工学博士 北澤宏一が就任
 平成26年 1月 □1号館完成
 平成27年 1月 □学長に本学副学長工学博士三木千壽が就任
 平成30年 4月 □大学院工学研究科を総合理工学研究科と改称、博士後期課程及び修士課程機械工学専攻を機械専攻に改称、電気電子工学専攻を電気・化学専攻に改称、建築学専攻を建築・都市専攻に改称、情報工学専攻を情報専攻に改称、機械システム工学専攻、生体医工学専攻、都市工学専攻、システム情報工学専攻、エネルギー化学専攻の学生募集を停止、総合理工学研究科は計5専攻となる □6号館（研究実験棟）完成
 同 5月 □理事長に高橋達が就任
 平成31年 4月 □工学部電気電子工学科を電気電子通信工学科と改称、知識工学部経営システム工学科を知能情報工学科と改称、環境学部環境マネジメント学科を環境経営システム学科と改称、知識工学部情報通信工学科の学生募集停止、大学は計6学部17学科となる □国際学生寮完成
 令和元年10月 □創立90周年
 令和2年 4月 □工学部を理工学部と改称、工学部建築学科及び都市工学科の学生募集停止、理工学部に自然科学科を増設、理工学部は計7学科となる □知識工学部を情報工学部と改称、知識工学部自然科学科の学生募集停止、情報工学部は計2学科となる □建築都市デザイン学部建築学科、都市工学科の2学科を開設、大学は計7学部17学科となる □大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程自然科学専攻を増設、大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程は計6専攻となる
 令和3年 4月 □大学院環境情報学研究科に博士後期課程都市生活学専攻を開設、大学院修士課程の呼称を博士前期課程に変更、大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる □理工学部エネルギー化学科を応用化学科と改称
 同 5月 □理事長に泉康幸が就任
 令和4年 1月 □7号館完成
 令和5年 4月 □人間科学部児童学科を人間科学科と改称、デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科を開設、大学は8学部18学科となる
 令和6年 1月 □学長に本学教授工学博士野城智也が就任
 同 4月 □総合理工学研究科建築・都市専攻を建築都市デザイン専攻と改称 □大学院環境情報学研究科に東京都市大学・エディスコーウン大学国際連携環境融合科学専攻 博士前期課程を開設、環境情報学研究科は計3専攻となる

東京都市大学学則

令和6年4月

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は、学校教育法に基づき、豊かな教養を授け、深く専門の学術を教授研究し、もって文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本大学は、前条の措置に加え、本大学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 本大学は、前条の点検及び評価の結果並びに前項の評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

(名称)

第2条 本大学は、東京都市大学と称する。

(位置)

第3条 本大学は、東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号に置く。

第2章 組織

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本大学に、理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、環境学部、メディア情報学部、デザイン・データ科学部、都市生活学部及び人間科学部を置く。

2 各学部に設ける学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	120	480
	機械システム工学科	110	440
	電気電子通信工学科	150	600
	医用工学科	60	240
	応用化学科	75	300
	原子力安全工学科	45	180
	自然学科	60	240
計		620	2,480
建築都市デザイン学部	建築学科	120	480
	都市工学科	100	400
	計	220	880
情報工学部	情報科学科	100	400
	知能情報工学科	80	320
	計	180	720
環境学部	環境創生学科	90	360
	環境経営システム学科	90	360
	計	180	720
メディア情報学部	社会メディア学科	90	360
	情報システム学科	100	400
	計	190	760
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	100	400
都市生活学部	都市生活学科	160	640
人間科学部	人間科学科	100	400
合 計		1,750	7,000

(人材の養成及び教育研究上の目的)

第4条の2 第1条を実現するため、各学部と学科における人材の養成及び教育研究上の目的を別表6に定める。

(3つのポリシー)

第4条の3 本大学は、以下の方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受け入れに関する方針

2 前項の方針は、別に定める。

(共通教育部)

第4条の4 本大学に、共通教育部を置く。

2 共通教育部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第5条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第6条 本大学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(学生部)

第7条 本大学に、学生部を置く。

2 学生部に関する規程は、別に定める。

(付属施設)

第8条 本大学に、以下の付属施設を置く。

- (1) 総合研究所
 - (2) 情報基盤センター
- 2 理工学部に、原子力研究所を置く。
- 3 付属施設に関する規程は、別に定める。

(付属学校)

第9条 本大学に、次の付属学校を置く。

- (1) 付属高等学校
 - (2) 付属中学校
 - (3) 等々力高等学校
 - (4) 等々力中学校
 - (5) 塩尻高等学校
 - (6) 付属小学校
 - (7) 二子幼稚園
- 2 付属学校の学則は、別に定める。

第3章 職員

(教育研究実施組織)

第10条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員及び事務職員を置く。

- 2 前項のほか、副学長を置くことができる。
- 3 学長及び副学長に関する規程は、別に定める。
- 4 各学部に、学部長を置く。
- 5 学部長に関する規程は、別に定める。

(教員資格)

第11条 各学科の教育課程上主要と認める授業科目は、各専門分野につき資格を有する専任の教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 各学科の授業科目を担当する教員の資格基準及び資格審査に関し必要な規程は、別に定める。

第4章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第12条 本大学に、大学協議会を置き、学長の求めに応じ、本大学の運営に関する重要事項を審議する。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第13条 各学部に、教授会を置く。

2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。

(1) 当該学部における学生の入学、卒業及び学位授与に関すること。

(2) 当該学部における教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

6 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第14条 理工学部にあっては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、理工学基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

2 建築都市デザイン学部にあっては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、学部基盤科目、専門科目に区分する。

3 情報工学部にあっては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、情報工学基盤科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

4 環境学部にあっては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)に区分する。

5 メディア情報学部にあっては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)、並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

6 デザイン・データ科学部にあっては、授業科目を教養科目、外国語科目、専門基礎科目、専門応用科目に区分する。

7 都市生活学部にあっては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目に区分する。

8 人間科学部にあっては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

(修業年限及び履修単位等)

第15条 本大学の修業年限は、4年とし、学生は、次の区分に従って所定の単位数以上を修得しなければならない。

理工学部

区分	卒業要件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
理工学基礎科目	31単位
専門科目	60単位
小計	110単位
自由選択※	14単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 建築学科

区分	卒業要件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
学部基盤科目	30単位
専門科目	66単位
小計	115単位
自由選択※	9単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して9単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 都市工学科

区分	卒業要件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
学部基盤科目	30単位
専門科目	60単位
小計	109単位
自由選択※	15単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して15単位以上修得しなければならない。

情報工学部 一般コース

区分	卒業要件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
情報工学基盤科目	33単位
専門科目	60単位
小計	112単位
自由選択※	12単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

情報工学部 国際コース

区分	卒業要件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	12単位
情報工学基盤科目	33単位
専門科目	60単位
小計	116単位
自由選択 ※	8単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

環境学部

区分	卒業要件
基礎科目	外国語科目 8単位
	体育科目 1単位
	教養科目 10単位
小計	19単位
専門基礎科目	34単位
小計	34単位
専門科目	学科基盤科目 60単位
	学科専門科目
小計	60単位
自由選択科目 ※	11単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して11単位以上修得しなければならない。

メディア情報学部

区分	卒業要件
基礎科目	外国語科目 8単位
	体育科目 1単位
	教養科目 10単位
小計	19単位
専門基礎科目	33単位
小計	33単位
専門科目	学科基盤科目 60単位
	学科専門科目
小計	60単位
自由選択科目 ※	12単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

デザイン・データ科学部

区分	卒業要件
教養科目	12単位
外国語科目	14単位
専門基礎科目	50単位
専門応用科目	40単位
小計	116単位
自由選択 ※	8単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

都市生活学部

区分	卒業要件
教養科目	10単位
外国語科目	8単位
体育科目	1単位
専門基礎科目	40単位
専門科目	53単位
小計	112単位
自由選択 ※	12単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

人間科学部

区分	卒業要件
教養科目	6単位
外国語科目	8単位
体育科目	2単位
専門基礎科目	32単位
専門科目	58単位
小計	106単位
自由選択 ※	18単位
合計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して18単位以上修得しなければならない。

- 2 学部の定めるところにより、他学部、他学科で開設する指定授業科目を履修したときは、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、60単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 4 環境学部の学生は、2年以上在学し、66単位以上を修得しなければ事例研究（1）に着手することができない。
- 5 メディア情報学部の学生は、2年以上在学し、66単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 6 デザイン・データ科学部の学生は、2年以上在学し、50単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 7 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ4年次に進級することができない。
- 8 都市生活学部及び人間科学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 9 環境学部の学生は、3年以上在学し、事例研究（1）及び事例研究（2）を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 10 メディア情報学部の学生は、3年以上在学し、事例研究を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 11 デザイン・データ科学部の学生は、3年半以上在学し、110単位以上を修得しなければキャップストーンプロジェクトに着手することができない。

(在学年数及び在学年限)

第16条 本大学及び前条における在学年数とは、本大学入学後の年数とする。

2 編入学又は転入学した者の在学年数は、前項の在学年数に以下の年数を加えたものとする。

(1) 2年次入学の場合は1年

(2) 3年次入学の場合は2年

3 転学部又は転学科した者の在学年数は、転学部又は転学科の学年次にかかわりなく、第1項による。

4 再入学した者の在学年数は、第1項の在学年数に再入学する前の在学年数を加えたものとする。

5 休学期間は、在学年数に含めない。

6 在学年数は、8年を超えることができない。

7 理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、メディア情報学部及びデザイン・データ科学部については、2年次までの在学年数は、4年を超えることができない。

(科目の履修届出)

第17条 学生は、履修しようとする科目について、所定の届出をしなければならない。

(教育課程、単位の計算方法及び授業の方法)

第18条 第4条の3に定める卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、体系的に編成した各学部各学科の教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数は、別表1のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

2 本条に規定する各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ45時間とし、次の標準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習、製図及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究は、30時間をもって1単位とするが、内容を考慮して定める。

3 本条に規定する各授業科目の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、この授業において修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(各授業科目の授業期間)

第18条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(編入学者等の既修得単位の認定)

第19条 学生が本大学の学部に編入学又は転入学する前に、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が転学部又は転学科する前に所属した学部・学科において履修した授業科目について修得した単位を、転学部又は転学科後の学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の単位認定は当該学部教授会の議を経て行うものとする。

(教育職員の免許状)

第20条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	(教科)
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(数学, 工業) (数学, 技術)
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(数学, 工業) (数学, 技術)
	電気電子通信工学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(数学, 理科, 工業) (数学, 理科, 技術)
	医用工学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(数学, 理科) (数学, 理科)
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(理科, 工業) (理科, 技術)
	原子力安全工学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(理科, 工業) (理科, 技術)
	自然学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(数学, 理科) (数学, 理科)
情報工学部	情報科学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(数学, 情報) (数学)
	知能情報工学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	(数学, 情報) (数学)
メディア情報学部	社会メディア学科	高等学校教諭一種免許状	(情報)
	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状	(情報)
人間科学部	人間科学科	幼稚園教諭一種免許状	

3 教科及び教職に関する科目の単位数及び授業時間数は、別表2のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

(学芸員の資格)

第20条の2 学芸員の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法及び同施行規則に定められている博物館に関する科目的単位を修得しなければならない。

2 前項の博物館に関する科目的単位を修得するために開講する科目及びその単位数は、別表1の理工学部自然学科の専門科目教育課程表に定める。

3 第2項の科目的履修に関する規定は別に定める。

(保育士の資格)

第20条の3 人間科学部人間科学科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士養成課程の単位数、授業時間数、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

第6章 学年及び休業

(学年)

第21条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クオーター)

第22条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期を2つの期間（以下「クオーター」という。）に分けることができる。

3 各クオーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第23条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ当該学部教授会の議を経て、臨時に前項に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第7章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本大学1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第26条 入学志願者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者選抜)

第27条 入学者の選抜は、第4条の3に定める入学者の受け入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第28条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、本大学の定める入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(編入学及び転入学)

第29条 次の各号の一に該当する者が編入学又は転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 大学（外国の大学を含む。）を卒業した者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者
 - (4) 我が国において、外国の短期大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
 - (5) 高等専門学校を卒業した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
 - (7) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程に在学した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
- 2 他の大学（外国の大学を含む。）の在学生が、本大学への転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

第30条 やむをえない事情で本大学を退学した者が再入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

(転学部又は転学科)

第31条 本大学の学生が、本大学の他学部への転学部又は同一学部内の他学科への転学科を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、これを許可することがある。

(休学)

第32条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を休学願に詳記の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、原則として1学期または1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して3年を超えることはできない。
- 3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

(退学)

第33条 病気その他やむをえない事情のため、学業を続ける見込みがない者は、その理由を退学願に詳記の上、願い出て退学することができる。

- 2 授業料を納入せずに退学しようとするときは、前学期は4月30日、後学期は10月20日までに願い出なければならない。
- 3 前項により退学した者の在籍期間は、第46条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該学部教授会の議を経て、除籍する。

- (1) 所定の期日までに授業料等を納入しない者
 - (2) 第16条第6項に定める在学年限に及んでなお卒業できない者
 - (3) 第16条第7項に定める在学年限に及んでなお3年次に進級できない者
- 2 前項第1号により除籍となった者の在籍期間は、第46条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(授賞)

第35条 学生で、人物及び学業が優秀な者には授賞することがある。

(懲戒)

第36条 学生で、本大学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第8章 試験及び卒業

第37条 削除

(科目試験の方法)

第38条 科目試験は、所定の期間内に行う。ただし、試験の他、本大学が定める適切な方法により学修の成果を評価することもできる。

第39条 削除

(受験資格)

第40条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められる規程に従って履修した科目についてのみ、科目試験を受験することができる。

(成績の評価)

第41条 授業科目の成績は、原則として秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の授与)

第42条 科目試験に合格した者には、第18条に掲げる単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第43条 本大学は、教育上有益と認めるときは、協議により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位)

第45条 第15条に定める修業年限を充たし、同条に定める単位を修得した者には、当該学部教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

2 本大学を卒業した者には、本大学学位規程の定めるところにより以下の学位を授与する。

学部（学科）	学位
理工学部 (機械工学科、機械システム工学科、電気電子通信工学科、医用工学科、応用化学科、原子力安全工学科)	学士（工学）
理工学部（自然科学科）	学士（理学）
建築都市デザイン学部	学士（工学）
情報工学部	学士（工学）
環境学部	学士（環境学）
メディア情報学部（社会メディア学科）	学士（社会情報学）
メディア情報学部（情報システム学科）	学士（情報学）
デザイン・データ科学部	学士（学術）
都市生活学部	学士（都市生活学）
人間科学部	学士（人間科学）

3 第1項に係る在学年数については、第16条を準用する。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等)

第46条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表3に定める。

2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。

4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

第10章 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別研究生及び特別聴講学生等

(研究生)

第47条 本大学において研究を志望する者は、許可を得て、研究生として入学することができる。研究生は、本大学の指定する教授等の指導を受けるものとする。

(研究生の資格)

第48条 研究生は、本大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者に限る。

(研究生の在学期間)

第49条 研究生の在学期間は、半年又は1カ年とする。ただし、事情によっては期間の延長を認めることがある。

(研究生の授業料等)

第50条 研究生は、別表4に定める入学金及び授業料を納入しなければならない。

(研究生の証明書)

第51条 研究生で、研究について相当の成果を収めた者に対しては、研究証明書を授与することがある。

(科目等履修生)

第52条 本大学の授業科目中、特定の科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

(科目等履修生の資格)

第53条 科目等履修生は、履修科目を学修し得る能力のある者に限る。

(科目等履修生の在学期間)

第54条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、事情によっては、期間の延長を認めることがある。

(履修料)

第55条 科目等履修生は、別表5に定める入学検定料、入学金及び履修料を納入しなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第56条 科目等履修生で、履修科目の試験に合格した者に対しては、第42条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(外国人留学生)

第57条の2 第25条に定める入学資格を有する外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別研究生)

第57条の2 本大学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生に特別研究生として本大学の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 本大学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生に特別聴講学生として本大学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については、別に定める。

(規定の準用)

第59条 研究生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条、第20条、第42条、第43条、第44条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

2 科目等履修生及び特別聴講学生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

3 外国人留学生については、第57条に規定するもののほかは一般学生の規定を準用する。

(公開講座)

第59条の2 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項については、別に定める。

第11章 学生寮

(学生寮)

第60条 本大学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

付 則（令和2年3月13日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第20条、第45条、第18条別表1、第4条の2別表6））。
- 2 環境学部及びメディア情報学部の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境学部	環境創生学科	360	360	360
	環境経営システム学科	300	320	340
	計	660	680	700
メディア情報学部	社会メディア学科	360	360	360
	情報システム学科	370	380	390
	計	730	740	750

付 則（令和2年5月28日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和3年2月16日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、第32条、第33条及び第34条の変更を除き従前どおりとする（一部変更（第15条、第16条、第32条、第33条、第34条、第18条別表1、第20条別表2））。

付 則（令和4年2月15日）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第15条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6））。

付 則（令和4年3月23日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第14条、第15条、第16条、第20条、第20条の3、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第46条別表3、第4条の2別表6））。
- 2 デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、令和5年度は100名、令和6年度は200名、令和7年度は300名とする。

付 則（令和5年2月17日）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第1条の2、第4条の4、第10条、第11条、第14条、第15条、第18条、第18条の2、第27条、第38条、第40条、第41条、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6）、追加（第1条の3、第4条の3）、削除（第37条、第39条））。

付 則（令和5年5月29日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和6年2月22日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第14条、第15条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6）、追加（第59条の2））。

別表1 教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数（学則第18条）

(省略：該当する学部学科の教育課程表頁を参照)

別表2 教育職員免許状を取得するための教科及び教職に関する科目（学則第20条）

(省略：該当する学部学科の教職課程教育課程表頁を参照)

別表3 入学検定料、入学金及び授業料（学則第46条）

科 目	学 部	金 額	備 考
入学検定料	全 学 部	35,000円	大学入学共通テストの成績のみを利用する場合は、18,000円
入 学 金	全 学 部	250,000円	
授 業 料	理 工 学 部 建築都市デザイン学部 情 報 工 学 部	1,512,000円	
	環 境 学 部 メディア情報学部 デザイン・データ科学部	1,326,000円	
	都 市 生 活 学 部	1,230,000円	
	人 間 科 学 部	1,212,000円	

別表4 研究生の入学検定料、入学金及び授業料（学則第50条）

科 目	金 額
入学検定料	6,000円
入 学 金	6,000円
授 業 料	半期分 270,000円

別表5 科目等履修生の入学検定料、入学金及び履修料（学則第55条）

科 目	金 額
入学検定料	12,000円
入 学 金	10,000円
履 修 料	1 単位につき 12,000円

別表6 人材の養成及び教育研究上の目的（学則第4条の2）

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
理工学部		教育理念である「理論と実践」のもと、理工学に関する深い専門性、幅広い教養、豊かな国際性、多様なコミュニケーション能力及び高い倫理観を涵養し、これらの学びを統合させることによって、社会に変革をもたらすための問いを生み出し、社会課題の解決に果敢に挑戦していく研鑽を積むことで、未来を切り拓く探究心、判断力及び実行力を持つ人材の養成を目的とする。
	機械工学科	機械工学の専門知識の修得と実践的学習を通して、工業が自然や人間社会に及ぼす影響に興味と関心を持ち、問題の発見から解決に至る一連の流れを創造して、もの作りができる能力と、社会の多様な問題を解決するためのコミュニケーション能力を向上させることで、社会変革を担える人材の養成を目的とする。
	機械システム工学科	ものづくり、機械工学、電気工学、制御工学の基礎を幅広く学修し、機械システムを設計する実践的な経験を積むことにより、理論的裏付けを持った実践と協働によって次代の多様な社会的要請に応じた機械システムを構築できると同時に、教養、語学力、国際的思考を有し、社会を担う気概と倫理観を持った技術者の養成を目的とする。
	電気電子通信工学科	電気電子通信工学の基礎となる知識を十分に修得した上で、幅広く専門知識を身に付け、さらに学生実験や卒業研究を通して実践的な経験を積むことにより、進化する社会の中で技術者として生き抜く力を養い、現実に即した発想のもと身に付けた知識に基づく理論的裏付けを持った実践によって多彩かつ柔軟に応用できる人材の養成を目的とする。
	医用工学科	工学分野と医学分野の知識及びその活用に必要な基本知識と技能をバランスよく修得し、それらの知識と技能を有機的に融合させて医療及び福祉に貢献する機器や技術の研究開発を実践できる人材、さらには多様な知識を適切に活用して問題の発見と解決ができ、社会の変化に柔軟に対応できる人材の養成を目的とする。
	応用化学科	応用化学に関する系統的な学修、すなわち物質の構造や性質に関連する化学の様々な基礎知識を修得し、化学をベースに新しい物質を創成・利用するための基礎から応用までの専門知識について理解を深め、先進的な研究活動の経験を積むことによって、機能性材料開発、クリーンエネルギー、環境浄化、省資源などの分野で広く活躍できる能力をそなえた人材の養成を目的とする。
	原子力安全工学科	カーボンフリー電源である原子力エネルギー利用のさらなる安全性向上と発電以外の応用技術創造のために、原子核や原子力安全に関する正しい理論の学修と、放射線の取扱いに関する実務を交えた学修によって、原子力・放射線分野の理論及び技術を修得し、高度で専門的な能力を有する技術者の養成を目的とする。
	自然科学科	物理学、化学、生物学、地球科学、天文学及び数学といった自然科学に関する幅広い教育と研究を行うことで、総合的見識、健全な判断力及び理学の発展に寄与する調査分析能力を醸成させるとともに、複雑化し多様化する社会と科学の間の架け橋となり、人類の持続可能な進歩や福祉に貢献する人材の養成を目的とする。
建築都市デザイン学部		建築、社会基盤施設から都市デザインまでをフィールドとして、建築都市の諸問題を解決して、持続的な建築・都市の創造・再生を実現するための学問追求という教育理念に基づき、現実に即したアイディアと理論的裏付けのあるデザインにより、建築や都市に対する社会の要請に対応できる高い能力をそなえた人材の養成を目的とする。
	建築学科	科学技術が高度に発展した現代において、歴史・文化を踏まえた上で都市・地域を再生し、人間生活や社会機能の高度化・複雑化に対応でき、自然環境と調和できる建築・都市を実現するために、人間としての幅広い教養、建築学に係わる総合的な基礎能力及び応用能力を培い、広く社会の発展に貢献できる建築設計者・建築技術者の養成を目的とする。
	都市工学科	工学の基礎力及びシビルエンジニアリングに関する実務の理解・デザイン能力を含む総合的問題解決能力をそなえた、社会の中核となる人材を育成すること、並びに人間一自然環境一社会システムの健全かつ持続的な共生関係を理解し、安全で快適な都市環境の実現に向けて、都市の構築・維持管理、都市環境の改善・創造、及び災害に強い都市づくりに貢献できるエンジニアの養成を目的とする。

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
情報工学部		高度に発達した情報技術を基盤とした豊かで持続可能な社会の実現に向けて、情報工学に関する基礎から応用までの知識や技術を体系的に身に付けるとともに、それらを現実の問題に適用して解決できる能力を有し、社会が要請する情報システムやサービスを実現して国際社会で活躍できる人材の養成を目的とする。
	情報科学科	情報科学に関する専門知識と応用能力を兼ね備え、技術を総合的に活用したシステムとしてのコンピュータの開発能力を持ち、社会の要請に応えるべく、問題の本質を積極的に解決する能力を身に付けているだけでなく、コンピュータが豊かな社会に貢献するための倫理観をも身に付けている人材の養成を目的とする。
	知能情報工学科	人工知能や人間の知能など様々な知能を統合・活用しながら、IoT技術でビッグデータを収集でき、データサイエンスを駆使して分析し、その結果から解決案や新しい製品、仕組みをデザインし、それを社会に送り出すマネジメント能力を通じて、超スマート社会にイノベーションを起こすことのできる総合的技術者の養成を目的とする。
環境学部		グローバルな視野のもと、地域から地球規模に及ぶ環境問題を科学的に捉え、自然環境と都市環境を調和させることで持続可能な未来社会を創造し、政策科学に立脚した経済システムを環境調和型に転換することによって、カーボンニュートラルの実現、ひいては循環型で持続可能な社会の構築に貢献できる人材の養成を目的とする。
	環境創生学科	持続可能な社会の基盤である生態環境、都市環境及びそれらの相互関係性を理解させるとともに、劣化した自然環境の保全・復元・創造や人間社会にとって安全で快適な都市空間の創造についての理念と方法論を修得させることによって、実社会において持続的な環境を創生できる専門家の養成を目的とする。
	環境経営システム学科	気候変動、廃棄物問題、大気と水の汚染、生物多様性の消失などの現在直面する地球環境問題は、人間の日常生活と事業活動が原因で発生している。このような問題に対処するために、環境経営と環境政策を基軸とする教育と研究を推進し、循環型で持続可能な社会の実現に向けた提案や実践を行うことができる人材の養成を目的とする。
メディア情報学部		人間と情報通信技術の調和による、より良い社会の実現に向けて、人間社会や、情報通信技術が生み出す新しい情報環境を深く理解した上で、社会的仕組みや情報システムを調査・分析する能力を身に付けるとともに、新しい仕組みやシステムを実現・評価・改善することができる人材の養成を目的とする。
	社会メディア学科	グローバルな諸問題から身近なコミュニケーション問題までを、社会科学的視点から調査分析し、情報メディアを駆使した解決法を編み出し、社会に向けて説得的に提言できる人材、そのために必要な実践力・リサーチ力、デザイン力、コミュニケーション力などをそなえた人材の養成を目的とする。
	情報システム学科	人々が幸福に暮らせる自然環境・社会環境を維持発展していく基盤として、多様なニーズに応える安全で安心な情報システムの実現に向けた諸課題に取り組むことで、優れたシステムを作り上げるとともに、その必要性を戦略的に提言・説明し実現に向けマネジメントできるアセスメント力を持った人材の養成を目的とする。
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	定量・定性の両方のデータ科学に関する知識と技術に裏付けられた批判的思考力と論理的思考力、そしてグローバルリテラシーの涵養により、世界のあらゆる「もの」と「こと」を読み解く能力を修得させる。その上で、実社会における多種多様な課題を解決するために、新たな「もの」と「こと」を具体的に、構想・設計・構築、すなわち、デザインできる実践的な専門力を持つ人材の養成を目的とする。
都市生活学部	都市生活学科	都市の経営とデザインに関する企画力を有し、事業の推進及び管理運営を担う構想力・実践力を兼ね備え、都市に関する豊富な知見と国際人として活躍できるコミュニケーションスキルを活用して、魅力的で持続可能な都市生活の創造に資する人材の養成を目的とする。
人間科学部	人間科学科	人間・社会・文化・環境の持続可能な発展に様々な学問の総合をもって取り組む人間科学の理念に基づき、「教育・保育」「発達・心理」「保健・医療」「福祉」「環境」「文化」を含む多様な領域について総合的、複眼的に理解し、現代社会の抱える様々な課題の解決に貢献できる豊かな感性としなやかな知性をそなえた学際性と専門性を持つ、自立した人材の養成を目的とする。

関係規程

1. 東京都市大学 学位規程

制 定 昭和41年 4月 1日
最新改正 令和6年 4月 1日

東京都市大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文・特定課題研究報告書審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものである。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	専攻分野の名称
学士	工学
	理学
	環境学
	社会情報学
	情報学
	学術
	都市生活学
	人間科学
修士	工学
	理学
	環境情報学
	環境学
	都市生活学
博士	工学
	理学
	環境情報学
	都市生活学

2 前項に規定するもののほか、本学が適当と認めた場合には、博士の学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、本学所定の課程を修め、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する者に授与する。

3 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、東京都市大学学則の定めるところにより、修業年限を充たして所定の単位を修得し、当該学部教授会の議を経て卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、東京都市大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。

- 3 前項の規定において、各専攻で特定課題研究報告書の提出を認められた者にあっては、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30 単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う特定課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。
- 4 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学して、24 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に授与する。
- 5 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、学力試験により、大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、大学院学則の定めるところにより、大学院総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあっては、所定の期間在学して、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

(学位請求の手続)

- 第5条** 博士前期課程において、学位論文又は特定課題研究報告書を提出しようとする者は、在学期間に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。
- 2 博士後期課程において、学位論文を提出しようとする者は、在学期間に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。
 - 3 前条第5項の規定により博士の学位を請求する者は、あらかじめ当該研究科委員会の承認を得た上で、学位請求書、論文の内容の要旨、履歴書及び別に定める論文審査料を添え、学位論文を学長に提出しなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書)

- 第6条** 学士の論文は正編1部、修士の論文又は特定課題研究報告書は正編1部及び写2部、博士の論文は正編1部及び写4部とし、自著であることを要する。ただし、参考論文を添付することができる。
- 2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、論文又は特定課題研究報告書の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

(学位論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認)

- 第7条** 修士及び博士の論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認は、大学院学則第23条に定める審査委員会がこれを行う。
- 2 最終試験は、論文又は特定課題研究報告書を中心として、これに関連のある科目及び外国語1種類について行う。
 - 3 試験は、口頭又は筆答あるいはこの両者の方法によって行うことができる。
 - 4 第4条第5項に基づく学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は、口頭及び筆答により、専攻学術に関し、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行い、外国語については1種類を課するものとする。
 - 5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位を請求する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、当該研究科委員会の承認を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。
 - 6 環境情報学研究科東京都市大学・エディスコーウン大学国際連携環境融合科学専攻にあっては、本学及びエディスコーウン大学の教員をそれぞれ1名以上含むように審査委員会を構成するものとする。

(専攻内判定)

- 第7条の2** 博士後期課程において、当該研究科の専攻主任は、審査委員会の審査結果に基づき、当該専攻の博士論文指導教員会議に諮って学位を授与するか否かを判定する。
- 2 当該指導教員会議の成立は、構成員の4分の3以上の出席を要し、判定は、無記名投票によって行い出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。ただし、会議に出席することのできない構成員は、委任状又は文書をもって出席者とみなし、判定に加わることができる。

(審査期間)

- 第8条** 修士の論文又は特定課題研究報告書は在学期間に提出させ、その審査及び最終試験は在学期間に終了するものとする。

2 博士の論文の審査、最終試験及び学力の確認は、論文を受理したのち、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(研究科委員会への報告)

第9条 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、最終試験及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の議決)

第10条 当該研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、大学院研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を要する。ただし、

出張又は休職中のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与し得るものとする議決には、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第12条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、授与大学名を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第14条 本学において、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該論文の全文を、「東京都市大学審査学位論文」と明記して公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取り消し)

第15条 学位を授与された者が次の各号の一に該当する場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 学位を授与された者から学位を返上する申し出があった場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。なお、学位の授与を取り消したときは、学長は、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

3 当該学部教授会又は当該研究科委員会において、前2項の議決を行うには、教授会運営規程及び研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。第10条第2項のただし書きの規定は、この場合に準用する。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(登録)

第17条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告し、学位簿に登録の手続をとらなければならない。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。ただし、環境情報学研究科東京都市大学・エディスコーワン大学国際連携環境融合科学専攻にあっては、学位記の様式をエディスコーワン大学と締結する協定書等において、定めるものとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、各学部教授会、各研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。

[別表：省略]

付 則（令和4年7月18日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更（第2条）)。

付 則（令和4年12月12日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更（第4条、第5条、第5条2項）)。

付 則（令和5年6月19日）

この規程は、令和5年5月1日から施行する。（一部変更（第15条、第15条2項、第15条3項）)。

付 則（令和6年2月19日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更（第18条）)。

2. 東京都市大学 認定留学に関する規程

制 定 平成24年9月13日

東京都市大学 認定留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学における認定留学制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(認定留学の定義)

第2条 この規程において「認定留学」とは、海外にある外国の大学において教育を受けることを教育上有益と認め、留学期間を在学期間に算入することができる制度をいう。

2 前項の「外国の大学」とは、学位授与権を有する外国の大学及び大学院、又は、本学の教授会若しくは研究科委員会（以下、「教授会等」という。）が認めた教育機関をいう。

(出願資格)

第3条 本学学部生及び大学院生とする。ただし、学部生は、本学に1年以上在学していなければならない。

(出願手続)

第4条 認定留学を希望する学生は、原則として出国の3ヶ月前までに、次の書類を所属する学部長又は研究科長（以下、「学部長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願
- (2) 留学計画書
- (3) 推薦書（クラス担任、指導教員又は教務委員）
- (4) 同意書（保護者又は保証人）
- (5) 留学先大学の受入承諾書又はそれに相当する書類
- (6) 留学先大学の履修要覧、シラバス
- (7) 語学能力を証明する書類
- (8) その他学部長等が必要と認める書類

(認定留学の許可)

第5条 認定留学の許可は教授会等の議を経て、学長が行う。

(認定留学の期間等)

第6条 認定留学の期間は、半年間又は1年間とする。2 認定留学の期間は、在学期間に算入することができる。
3 認定留学の始期は、原則として4月又は、9月とする。

(終了手続)

第7条 認定留学を終了し帰国した学生は、帰国の日から1ヶ月以内に、次の書類を所属する学部長等に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届（パスポートの写しを添付）
- (2) 単位認定願
- (3) 留学先大学が発行した履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 留学先大学が発行した履修科目の時間数又は単位数を証明する書類
- (5) その他学部長等が必要と認める書類

(単位認定)

第8条 認定留学期間に修得した単位の認定は、学則第43条又は、大学院学則第16条第3項の規定に準ずるものとする。

(科目履修上の特別措置)

第9条 認定留学を許可された学生が通年授業科目を履修する場合、出国年度前期に履修していた科目を次年度後期に継続履修できるものとする。

2 前項に定める特別措置を希望する学生は、出国前に「継続履修願」を所属する学部長等に提出しておかなければならぬ。

3 所属する学科、専攻の研究指導を要する科目等については、科目担当教員の承諾を得て、学部長等の許可を受けた場合、認定留学中も当該科目の学修を行うことにより、履修したものとみなすことができる。

(認定留学中の授業料等)

第10条 認定留学期間における本学の授業料等は、全額納入しなければならない。

(認定留学許可の取消し)

第11条 次の各号の一に該当する場合、教授会等の議を経て、学長が認定留学を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 学生査証が得られなかった場合
- (3) 学生としての本分に反した場合
- (4) 修学の成果があがらないと認められる場合

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際委員会、教務委員会、各教授会、共通教育部会議及び各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

付 則（平成24年9月13日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

制 定 平成27年1月19日
 最新改正 平成30年9月10日

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学学則及び東京都市大学大学院学則に規定する懲戒に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用等)

第2条 この規程は、本大学及び本大学院に在籍する学生に適用する。

2 学生には、研究生及び科目等履修生等を含む。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 講責 学生の行った非違行為を戒め、事後の反省を求めるため反省文を徴するとともに、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により説諭すること。
- (2) 停学 無期又は一定の期間、出校を認めず、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
- (3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

(教育的措置)

第4条 学長は、前条に定める懲戒のほか、懲戒に至らないと判断した行為に対し、当該行為の反省を促すための教育的措置を行うことができる。

2 教育的措置は、学長の委任を受けた者が厳重注意を口頭により行うことをいう。

3 学長は、前項の措置に加えて、反省文の提出、奉仕活動等を命ずることができる。

(試験等において不正行為を行った者への懲戒)

第5条 大学内で実施される試験等における不正行為は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な行為や処分内容は別に定め、あらかじめ学生に周知するものとする。

(大学内外において非違行為等を行った者への懲戒)

第6条 大学内外における非違行為等は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な行為は別表1のとおりとし、当該事案の内容に応じ、次の各号を総合的に勘案して懲戒処分を量定する。

- (1) 原因行為の悪質性
- (2) 結果の重大性
- (3) 本学における過去の非違行為の有無
- (4) その他、日頃の学修態度や非違行為後の対応等

(学業不振等で成業の見込みのない者への懲戒)

第7条 学業不振で成業の見込みのない者は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な状況は別表2のとおりとし、処分内容は当該事案の内容に応じて決定する。

(報告の手続)

第8条 本学教職員が第4条、第5条、第6条及び第7条に該当する行為を発見した場合は、当該事案に係る担当事務局（以下「担当事務局」という。）に報告しなければならない。

2 担当事務局は、速やかに学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任、関係部署又は関係者に報告するものとする。

(懲戒行為の確認)

第9条 学長は、学生の懲戒等の対象となりうる事案について、調査委員会を設置し、当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うものとする。なお、担当事務局は、調査委員会設置の要否に関わらず、先行して当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うことができる。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 当該学生の所属するキャンパスの副学生部長
- (2) 当該学生の所属する学部、研究科の教務委員長
- (3) 担当事務局職員
- (4) その他学長が必要と認める者

3 調査委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

4 調査委員会は、確認した内容の調書を作成し、学長に報告するものとする。

(懲戒処分の検討)

第10条 学長は、懲戒処分を決定するに当たって、懲戒委員会を設置し、懲戒処分案を検討させるものとする。

2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学生部長
- (3) 教務委員長
- (4) その他学長が必要と認める者

3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員があたる。

4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

6 懲戒委員会は、第3条に定める懲戒に付随して、相応の処分案を作成し、学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第11条 懲戒処分の決定は、懲戒委員会がまとめた懲戒処分案について、当該学生の所属する学部教授会又は研究科委員会で審議した上で、大学協議会の議を経て、学長が行う。

2 奨学金等の受給あるいは受給資格を有している学生が懲戒処分を受けた場合、その権利・資格を取り消される場合があるものとする。

(懲戒処分の言い渡し)

第12条 学長は、懲戒処分の決定後、当該学生に対して速やかに懲戒処分の言い渡しを行うものとする。

2 懲戒処分の言い渡しは、学長の委任により、学長名での処分内容を学部、研究科の長等が行う場合がある。

3 担当事務局は、懲戒処分の内容を当該学生の保証人に対して通知しなければならない。

(懲戒処分の学内公示)

第13条 担当事務局は、懲戒処分の言い渡し後、速やかに学内の所定の場所に懲戒処分内容を公示しなければならない。

2 前項の公示期間は、1週間以上とする。

(停学の解除)

第14条 懲戒処分を行うに当たって懲戒委員会は、停学処分期間中の学生において停学を解除する相当の理由が生じたと認められたときは、学長に意見を上申することができるものとする。

2 学長は、前項の上申に基づき、第10条、第11条及び第12条を準用して、停学を解除することができる。

(自宅待機)

第15条 学長は、更なる非違行為を未然に防ぐため、学生の懲戒等の対象となりうる事案を行った学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

2 学長は、自宅待機を命じた学生に、出校を認めず、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止することができる。

3 自宅待機の期間は、停学期間に含めるものとする。

(不服申立て)

第16条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分を言い渡した日の翌日から10日以内に、文書により、学長に対し、不服申立てをすることができる。

2 学長は、不服申立てを受理したときは、不服申立てを却下する場合を除き、懲戒委員会の議を経て、速やかに再調査の要否を決定しなければならない。

3 学長が不服申立てを却下する場合、又は、再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。

4 第2項において、学長が再調査の必要があると決定した場合は、第9条から第13条までを準用する。

5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則（平成30年9月10日）

この規程は、平成30年9月21日から施行する。

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

別表1 大学内外における非違行為等とする具体的事例（第6条）

区分	懲戒の対象となる具体的な行為の例	懲戒処分				教育的措置	
		譴責	停学		退学		
			6ヶ月未満	6ヶ月以上			
(1) 犯罪行為	殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為				<input type="radio"/>		
	傷害行為			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	薬物犯罪行為			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	わいせつ行為(公然わいせつ、痴漢、覗き見、盗撮行為、わいせつ物頒布、その他の迷惑行為を含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条、第3条规定の行為)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	コンピュータまたはネットワーク等の悪質な不正使用 (成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	コンピュータまたはネットワークの不正または不適切な使用 (著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	本学の知的財産を故意に喪失させる行為 (知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	その他刑法等刑罰法規に抵触する行為	<input type="radio"/>					
(2) 交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故				<input type="radio"/>		
	人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
(3) 学則またはそれに準じて定められた規程・規則等に対する違反行為	学則・各種規程に反する行為	<input type="radio"/>					
	大学が掲示した通達等に反する行為	<input type="radio"/>					
(4) 大学の秩序を乱し、教育・研究活動に対する妨害行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、不法改築等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	正当な手続きを行わずに大学の教育・研究施設を不正に利用する行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(5) 人権を著しく侵害する行為	キャンパス・ハラスメントに該当する行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	個人情報の漏えいおよび漏えいにつながる行為	<input type="radio"/>					
	第三者の誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為	<input type="radio"/>					
(6) 学生の本分を逸脱し、本学の名誉を傷つける行為	本学の社会的信用を失墜させる行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(7) その他の非違行為	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	未成年者と知りながら飲酒または喫煙を強要または助長した行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	その他、公序良俗に反する行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

別表2 学業不振等で成業の見込みがないとする具体的な事例（第7条）

	懲戒の対象となる具体的な行為の例	懲戒処分			教育的措置
		謹責	停学 6ヶ月未満	6ヶ月以上	
(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者					○
(2)学業不振で成業の見込みがないと認められる者				○	○
(3)正当の理由がなくて出席常でない者				○	○
(4)本学が実施する試験等において不正行為を行つた者	代人に受験させた場合		○	○	○
	他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合		○	○	○
	問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合		○	○	○
	持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見たと認められる場合		○	○	○
	他人の答案を見たと認められる場合		○	○	○
	他人に自己の答案を見せたと認められる場合		○	○	○
	言語、動作をもつて互いに連絡している場合		○	○	○
	教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合		○	○	○
	その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為(例えばメモ、ノートを机上に置いている場合や所持している場合等)を行つた場合		○	○	○
	携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身に着けていたりした場合		○	○	○
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の学問的倫理に反する悪質な行為	○	○	○	○
	その他不正行為と認められる行為(不正行為を行おうとした者を含む。)	○	○	○	○

4. 東京都市大学 授業料等納入規程

制 定 平成 5年11月18日
最新改正 令和 5年10月27日

東京都市大学 授業料等納入規程

(趣旨)

第1条 東京都市大学学則第46条及び東京都市大学大学院学則第43条に基づく授業料等の納入に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料の納入額)

第2条 授業料の納入額は、学則の定めによるものとする。

2 編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科による入学者の授業料の納入額は、入学、転学部又は転学科を許可された年次の在学生に適用される学則の定めによるものとする。

(納入期限及び分納)

第3条 授業料は、原則としてその年度分の全額を4月30日までに納入するものとする。

2 授業料は、前学期分及び後学期分の2回に分納することができる。

3 分納する場合の納入期限は、前学期分を4月30日までとし、後学期分を10月20日までとする。

4 納入期限が日曜日、国民の祝日にに関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日までとする。

(新たに入学等を許可された者の納入)

第4条 新たに入学等を許可された者の授業料の納入は、前条の規定にかかわらず、入学手続き等の定めによるものとする。

(納入期限の延長)

第5条 経済的な事由あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により、授業料を納入期限までに納入できない者は、願い出により、納入期限の延長を許可する場合がある。

2 納入期限の延長が認められる期限は、前学期分を7月31日までとし、後学期分を1月31日までとする。

(督促)

第6条 この規程に定める納入期限までに授業料が納入されなかった場合は、督促を行う。

2 督促は、前学期は5月及び7月、後学期は11月及び1月に行う。

3 督促は、保証人への督促通知状によって行う。

(休学者の授業料および休学期間中の在籍料)

第7条 東京都市大学学則第32条又は東京都市大学大学院学則第36条の定めにより休学の許可を得た者（休学者）については、休学期間中の授業料を免除し、その期間の在籍料として学期毎に6万円を納入するものとする。

2 前項にかかわらず、入学した年度の初学期（4月入学は前学期、9月入学は後学期）に休学する場合、当該学期の授業料は減免しない。ただし、東京都市大学学則第32条第3項又は東京都市大学大学院学則第36条第3項により休学を許可された者を除く。

(停学者の授業料)

第8条 停学者の停学期間中の授業料は、減免しないものとする。

(再入学の場合の制限)

第9条 削除

(未納者の処置)

第10条 授業料を納入期限までに納入しない者（以下、「未納者」という。）に対しては、次の各号に定める処置を行うものとする。

(1) 成績の無効処理

授業料を納入しない学期の成績は無効とする。

(2) 除籍

東京都市大学学則第34条又は東京都市大学大学院学則第38条に基づき、未納者の除籍の判定は、前学期分の未納者は8月31日、後学期分の未納者は2月28日をもって行うものとする。

(未納者の在籍期間)

第11条 未納者が除籍となった場合は、授業料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

2 休学していた者が復学後の初学期の授業料を納入期限までに納入しない場合は、第7条に定める在籍料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

(所管部署)

第12条 この規程の所管部署は、管財部財務管理課とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長の具申により理事長が行う。

付 則（令和5年10月27日）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

5. 東京都市大学 情報システム利用規則

制 定 平成26年1月20日

東京都市大学 情報システム利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市大学情報基盤センター規程第11条に基づき、東京都市大学情報システム（以下「情報システム」という。）の利用に関する事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 情報システムを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 東京都市大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員
- (2) 本学以外の学校法人五島育英会の教職員
- (3) その他情報基盤センター所長（以下「所長」という。）が許可した者

(申請)

第3条 利用者は、情報システムの各種サービスを受ける場合、情報基盤センターに申請し、承認を得ることとする。ただし、本学の学生及び教職員は、所定の手続きなしにサービスの一部を教育・研究及び大学運営の枠内で利用できるものとする。

2 利用可能なサービスは別に定める。

(利用の許可等)

第4条 前項の利用者の利用期間は、在学、在籍期間を原則とする。ただし、所長が大学の運用に必要と認めたときは、その期間を延長できる。

2 利用者は、アカウントなどの利用許可を得た情報を第三者に利用させてはならない。

(変更の届出)

第5条 利用者は、申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(利用規範)

第6条 利用者は、東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシーの理念を理解し、遵守に努めることとする。

(禁止事項)

第7条 本学における教育・研究及び大学運営以外の利用を禁ずる。

- 2 文書・画像・ソフトウェア・その他の著作物に対する知的財産権や肖像権等の第三者の権利を犯すことを禁ずる。
- 3 公序良俗に反する文書・画像・ソフトウェア・その他の情報を公開あるいは仲介することを禁ずる。
- 4 個人情報保護法、不正アクセス禁止法、及びその他の法律に違反又はそのおそれのある行為に加担することを禁ずる。
- 5 情報システムに危害を加える行為を禁ずる。
- 6 情報システムが接続する外部ネットワークの利用規定に違反する行為を禁ずる。
- 7 その他、本学が不適切と判断した情報を発信又は仲介することを禁ずる。

(違反行為の処置)

第8条 前条の項目に違反する利用については、情報基盤センター運営会議（以下「会議」という。）、リスク管理委員会、学生部委員会、又は当該設備等の管理者が調査し、差し止めことがある。

- 2 学生の本分を外れていると認められる行為に関しては、学則に照らして停学・退学等の処分を行うことがある。
- 3 不適切な利用に起因する損害等の責任は、当該利用者に帰するものとする。

(対外的な対処)

第9条 会議、前条に規定する各委員会、又は当該設備等の管理者は、外部からの苦情等に対して調査をした上で、上長の指示に基づき適正な対処を取ることとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報システムに関して必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、会議の議を経て所長が行う。

付 則（平成26年1月20日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定により、東京都市大学情報基盤センター利用規則及び東京都市大学情報ネットワーク利用規則を廃止する。

6. 東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー 基本方針

制 定 平成25年2月18日
 最新改正 令和5年10月1日

東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー 基本方針

(基本理念及び目的)

第1条 情報資産は、東京都市大学（以下「本学」という。）にとって重要な資産である。本学は教育・研究を理念としており、この理念を達成するため情報資産を保有し、収集、格納、活用という手段に依存している。情報資産が守られなければ、本学の教育・研究活動の停滞、本学に対する信頼の喪失などといった被害を受けたり、加害者となる可能性がある。したがって、教職員、学生、及びすべての関係者が不断の努力をもって、本学の情報資産の機密性、完全性、可用性に配慮し、保全しなければならない。そのために、情報を取り扱う教職員、学生、及びすべての関係者がそれぞれの役割の中で、遵守すべき情報セキュリティ対策の包括的な基準として、「東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という。）を策定し、それに準拠した実施手順等を定め運用することにより、必要な情報セキュリティを確保することとする。

(役割と位置づけ)

第2条 ポリシーにはこの基本方針及び情報セキュリティポリシー対策基準が含まれる。基本方針は情報セキュリティ対策文書の最高位に位置する。情報セキュリティポリシー対策基準は基本方針に基づいて別途定める。また、ポリシーは、本学が保有する情報資産を正しく取り扱うこと、学長を筆頭にすべての構成員に、情報を正しく取り扱うための指針となる役割を持っている。

(見直しと更新)

第3条 本学の情報資産を守るためにには、常に最新の情報を取得し、適切な物理的・人的・技術的セキュリティが実施されているか定期的に調査・監督を実施しなければならない。改善が必要と認められた場合は、速やかにポリシーの更新を行わなければならない。

(法令等遵守)

第4条 情報及び情報システムの取り扱いに関しては、法令及び規則等（以下「関連法令等」という。）においても規定されているため、情報セキュリティ対策を実施する際には、ポリシーのほかに関連法令等（個人情報保護法、不正アクセス禁止法等）を遵守しなければならない。

(適用対象範囲)

第5条 ポリシーは、「情報資産」を守ることを目的に作成されている。ポリシーにおいて対象とする「情報資産」は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象となる情報は、電子化された情報すべてとする。
- (2) 対象となる情報システムには、情報を電子的に処理するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークのほか、運用管理及び保守に必要な電子化された文書も含む。

(適用対象者)

第6条 ポリシーは、第5条に掲げる情報及び情報システムを取り扱うすべての構成員に適用する。ここでいう構成員は、教職員、非常勤講師、学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の大学構成員と委託業者、来学者等とする。

(評価)

第7条 この基本方針及び情報セキュリティ対策の評価、情報システムの変更、新たな脅威の発生等を踏まえ、ポリシー及びそれにに基づく実施手順の点検・評価を定期的に実施して見直しを図ることとする。

(用語の定義)

第8条 ポリシーにおける用語の定義は、JISQ27000に準ずる。

(所管部署)

第9条 この基本方針の所管部署は、施設部情報インフラ課とする。

(基本方針の改廃)

第10条 この基本方針の改廃は、情報基盤センター運営会議が発議し、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則（平成5年10月27日）

この基本方針は、令和5年10月1日から施行する。

デザイン・データ科学部

理念・目的等

人材の養成及び教育研究上の目的

カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

履修要綱

東京都市大学オーストラリアプログラム

デザイン・データ科学部 理念・目的等

社会は急速にグローバル化が進展している。また、世界が抱える課題は、今後ますます高度化、複雑化し続けるであろう。世界が大きく変化する一方で、AI、ビッグデータ、Internet of Things (IoT) といった社会の在り方に影響を及ぼす技術革新が加速度的に進んでいる。これに対応するべく、本学では他大学に先駆けて、全学における数理・データサイエンス教育の推進及び充実を進めた結果、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定を令和 3 年 8 月 4 日に受けた。たとえ社会がどのように変わろうとも、時代の変化に即応しながら進化し続け、優れた実践力、専門力、そして国際性という揺るぎない価値を備えた学生を育成し社会へ送り出すことで、微力ながら本学における改革を以て貢献できるものと考えている。これらの改革の一環として、デジタル人材の不足という日本の将来に向けた大きな不安の解消に向けた貢献の 1 つとして、デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科を新設する。

中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成 30 年 11 月）に記載されているように、AI、ビッグデータ、IoT 等の先端技術の高度化に伴い、あらゆる産業や社会生活に取り入れることで、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる Society 5.0（超スマート社会）の実現に向けた取組が加速している中で、その実現に寄与できるデジタル人材の重要性が高まっている。このような人材を育成するためには、従来の工学的要素技術の教育・研究だけでは不十分であり、社会科学やグローバルなリテラシーや教養も含めた多面的で多様な知識を必要に応じて取捨選択しながら活用できる能力が必要になってきている。

このような社会情勢を念頭に置き、デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科では、既成パラダイムから脱し、新たな体験をプロダクトやメディア、空間といった「もの」のデザイン、あるいは新たなサービスや、社会経済システム、ビジネスモデルといった「こと」のデザインによって、新たなイノベーションを起こしていく人材の養成を目指す。これを実現するには、数理・定量データのみならず、社会調査手法等を通じて得られる定性データも含め、最適解にたどりつくデータ科学の知識と技術を修得する必要がある。その上で、実社会における社会課題を対象に、新しい「もの」と「こと」をデザインする知識と技術について、理論的な背景や思考の枠組みを体系的に理解した上で、プロジェクトワーク等を通じて、実践的な能力を修得させることで、新しい体験や社会を創出できる人材として活躍できる人材を育成する。以上のような社会的要請に応えるために、本学部本学科を新設させることとした。

学部・学科の名称

デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科は、「データ科学」の知識と技術に基づき、新たな「もの」と「こと」を「デザイン」することを中心課題としているため、この名称を選定した。特に、「データ科学」は、データサイエンスに関連する教育研究分野を普遍的に表現したものである。

デザイン・データ科学部の英文名称は、国際的通用性を踏まえ「Faculty of Design and Data Science」とする。また、デザイン・データ科学科は、「Department of Design and Data Science」とする。

学位の名称

デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科が輩出を目指す人材像は、普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていくことができ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材である。社会の要請に応じて編成した教育課程を踏まえ、本学部が授与する学位は、「学士（学術）」とする。また、学位の英文名称は、国際的通用性を踏まえ「Bachelor of Arts and Sciences」とする。

デザイン・データ科学部

情報社会の仕掛けをデザイン・実現できる人材を目指して

デザイン・データ科学部長 関 良明

デザイン・データ科学部は、2023年4月に誕生した新しい学部です。学生のみなさんが東京都市大学、横浜キャンパスで学ぶことに自信と誇りをもち、教職員と力を合わせて学部の伝統を創っていくことを大いに期待しています。

大学での学び

いま、人類は大きな変革期を迎えています。数百万年前、ヒトは森から草原へ進出し、身体的進化として直立二足歩行を始めました。これに続いて“産業型社会からサイバー社会へ”という大きな転機を迎えていました。あらゆる「もの」「こと」がインターネットにつながる IoT (Internet of Things)、様々な分野で活用が期待されるAI技術 (Artificial Intelligence、人工知能)、統計的・計算的・社会的視点から多様で大量なビッグデータを俯瞰するデータサイエンスが、加速度的に融合しシングュラリティ（技術的特異点）を迎えようとしています。森から草原に進出した人々にとって、草原での生活に新しい心構えが必要であった以上に、サイバー社会では精神的進化としての新しい心構えを持つことが強く望まれています。新しい知識や技術を率先してどん欲に吸収して、活用していく姿勢を養いましょう。予測不可能と言われている時代を生き抜く人生のグランドデザインを描くために、大学で普遍的な知識を獲得し、汎用的技能を文理横断的に身につけていくことを真剣に考えましょう。さらに専門性を高め、視野を広げるために大学院への進学も入学当初から構想しましょう。

分析力 × 創造力 = イノベーション力

急速な変化を続ける現代社会では、既成パラダイムから脱し、新たな体験をプロダクトやメディア、空間といった「もの」のデザイン、あるいは新たなサービスや、社会経済システム、ビジネスモデルといった「こと」のデザインによって、イノベーションを起こしていくことが求められています。革新的でグローバルなプロダクト（もの）やサービス（こと）をデザインし、実際に人々の生活を豊かにする発明がイノベーションです。これを実現するためには、グローバルな感覚と、最適解を見つけ出すデータサイエンスの知識と技術、さらにマネジメントする力が必要です。

東京都市大学は、文系理系を問わず、確かな分析力と創造力を兼ね備えたイノベーション人材を育成するため、「デザイン・データ科学部」を、文理融合の文化が息づく本学横浜キャンパスに開設しました。「データサイエンス」を活かした分析力を基盤に創造力を磨き、新たな「もの」と「こと」を具体的に構想・設計・構築します。すなわち「デザイン」できる実践的な専門力を持ちあわせた、グローバルに活躍できる「イノベーション人材」の育成を目指しています。

求める人物像

デザイン・データ科学部は、以下に掲げる高い意欲と基礎力を身につけた人材を求めていきます。

- あらゆるデータの利活用と、人と社会に役立つ「もの」「こと」のデザインを志向する人
- 修得した知識と技術を活用し、国籍、文化、専門等が異なる人々とのコミュニケーションによる主体

的協働作業を志向する人

- 数学・社会科学に対して興味と探究心を持ち、これを基にした思考力を合わせ持つ人
- 修学に必要な英語力を有し、海外留学で幅広い教養を修得するコミュニケーション力向上に努力を惜しまない人

学生のみなさんは、この人物像を再確認してください。

学びの特色

本学部は、未来を切り拓くイノベーションを起こせる人材を育成するプログラムを用意しています。

グローバル教養は、外国語と国際教養を学び国際力を磨くことにより、新しい「もの」や「こと」をデザインしマネジメントする基礎力を養います。海外留学・海外インターンシップにより、実践の場を世界や実社会へと広げることができます。デザイン・データ科学部では、学生全員が海外へ留学します。

COOP プログラムは、一定期間、企業の現場で働くことで、実践力や総合的な社会人基礎力など、従来型のカリキュラムだけでは修得しにくい能力を身につけます。

キヤップストーンプロジェクトは、課題の背景や文献の調査を行い、解決策を立案するとともにその実現性や有効性をチームで検証し最終的にプロジェクト報告書をまとめます。

グローバルリテラシー、リベラルアーツ、批判的思考力、論理的思考力などのマインドを駆動力として、データサイエンスとデザインを操舵力とする四輪駆動車のイメージで未来を切り拓いていく人材を輩出していくきたいと考えています。

文理融合の文化が息づく横浜キャンパス

横浜キャンパスでは、「環境」と「情報」に関する 21 世紀の課題を克服するミッションを共有して、教育研究活動を進めてきました。その伝統を受け継いで学部を超えて集う、文系と理系それぞれの分野を得意とする学生、そして多様な専門性をもつ教員と交流できる横浜キャンパスの環境は、みなさんの考え方や感覚を豊かにしてくれることでしょう。

また、横浜キャンパスは、エコロジカルな最先端サイバーキャンパスです。最新の情報ネットワーク設備を存分に活用して、情報に関する知識や技術を習得することはもちろん、身につけた知識や技術を、自分だけでなく仲間のため、社会のために活かす精神も養って下さい。幅広い人的資源と組織ネットワークを活用して、自分がやりたいことを見つけて積極的に取り組み、有意義な学生生活を送ることを教職員一同、願っています。

東京都市大学では、「自ら学び、社会の発展に貢献する、責任感と実践力を持った人材」の輩出を目指しています。そのために、卒業時における質保証の取り組みを強化しています。学生のみなさんには、卒業までに身に付けるべき資質・能力を示す「ディプロマポリシー」と、それを達成するための教育課程の編成・実施のあり方を示す「カリキュラムポリシー」を十分に理解してもらいたいと考えています。

大学での学びは高校までの学びと違い、学生が自ら主体的に学び、自らを育てる力を身に付けることを強く求めています。東京都市大学、横浜キャンパス、デザイン・データ科学部には、その機会が数多く用意されています。学問領域を学ぶだけでなく、大学での生活全体の中で良い師や仲間を得て生涯にわたる友情やネットワークを育み、その後の人生に向けて、やりがいの感じられる進路を見出すことのできる充実した学生生活を過ごすことを期待しています。

デザイン・データ科学部 デザイン・データ科学科

人材の養成及び 教育研究上の目的

定量・定性の両方のデータ科学に関する知識と技術に裏付けられた批判的思考力と論理的思考力、そしてグローバルリテラシーの涵養により、世界のあらゆる「もの」と「こと」を読み解く能力を修得させる。その上で、実社会における多種多様な課題を解決するために、新たな「もの」と「こと」を具体的に、構想・設計・構築、すなわち、デザインできる実践的な専門力を持つ人材の養成を目的とする。

(学則 第4条の2別表6より)

カリキュラムポリシー

教育課程の編成方針

- 幅広い教養を基盤とする複眼的・多角的な視野と、あらゆるデータの分析技術と論理的思考力に裏付けられた批判的思考力、そして人と社会に役立つ新しい「もの」「こと」をデザイン（構想・設計・構築）できる実践的な専門力を総合的に修得し、課題解決と新しい価値をデザインできる人材として国際的に活躍できるように、「教養科目」「外国語科目」を教育の基盤として学び、さらに、「専門基礎科目」「専門応用科目」によって専門力、応用力を修得できるよう、海外留学を含めて体系的に授業を配置する。
- 社会環境を考慮しながら教育目標を実現するために、「専門基礎科目」と「専門応用科目」においては、データ分析技術と論理的思考力を学ぶ「データ科学」科目群と、社会課題を解決する新たな体験を創造するための「もの」を中心に実践的に構想・設計・構築するための専門力を学ぶ「ユーザーエクスペリエンスデザイン」科目群、さらに、社会課題を解決する新しい社会像とそれを実現する新たな仕組みや組織や事業体のあり方を実践的に構想・設計・構築するための専門力を学ぶ「ソーシャルシステムデザイン」科目群を配置し、演習中心の学習を提供する。
- データ科学とデザインの技術に関するより高度な専門性を有し、人と社会の発展に貢献できる実践的な人材の育成に向け、学生同士および学生と教員が相互に連携しながら、人と社会が抱える実際の課題の分析とその課題解決のデザインに取り組む「キャップストーンプロジェクト」や「COOPプログラム」を配置する。

ディプロマポリシー

学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の能力を身に着けるとともに所定の単位数を修得した者に、学士（学術）の学位を与える。

- 定量・定性データ分析のデータ科学技術と批判的思考力・論理的思考力を基盤として、実社会に役立つ「もの」「こと」双方のデザインに関する専門性を修得している。
- データ科学とデザイン技術に関して修得した知識、技術によって、人と社会のあらゆる現象の課題とそのメカニズムを読み解き、新たな「もの」「こと」のデザインによる課題解決のための構想力と創造力を修得している。
- グローバルに活躍できる言語的リテラシーと国際的感覚を修得している。

備考（参照基準・到達目標）

- 数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムが策定した「数理・データサイエンス・AI（応用基礎レベル）モデルカリキュラム」に準拠して教育課程を編成している。
- 系統的な学修を促進するため、「履修モデル」「履修系統図」「学習・教育到達目標と授業科目の関係」を作成し、学修要覧に掲載している。

履修要綱

「履修要綱」は、本学学則第5章「教育課程及び履修方法」及び第8章「試験及び卒業」に基づいて定められたものである。従って、学生が授業を受けるにあたっては、自己の責任において、特にこれを熟読しなければならない。

1. 単位

1-1. 単位制度

「教育課程」は、大学設置基準によるところの単位制度に基づいて編成されており、学修の基本でもあるので、各自、単位制度の本質を十分に理解する必要がある。単位は、履修した科目的学力が一定レベルに達したときに与えられるもので、そのレベルに達するためには、教室内で授業を受けるだけでは不十分であり、予習・復習・宿題などの自学自習を必要とする。

授業は、「講義」、「演習」、「実験」、「実習」または「実技」等の方法で行われ、各授業科目の単位数は、**1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間**として、学則第18条「教育課程、単位の計算方法及び授業の方法」の基準に従って計算されるが、講義については、1回（1時間）の授業に対して4時間の自学自習を行わせる方針で行うことを基準にしている。

なお、卒業するためには、学則第15条「修業年限及び履修単位等」に基づき、修業年限を満たし総計124単位以上の修得を必要とする。

1-2. 単位数

授業の方法により授業時間に対する自学自習の必要時間が異なる。週1时限の授業に対して与えられる単位数は次の通りである（学則第18条参照）。

(1) 講義・演習

1-1.の考えに基づき、2時間の授業、4時間の自学自習、週1回半期15週では2単位※1、年30週の場合は4単位※2とする。

$$\text{※1 } (2+4\text{ 時間}) \times 15 \text{ 週} = 90 \text{ 時間}, 90 \text{ 時間} \div 45 \text{ 時間} = 2 \text{ 単位}$$

$$\text{※2 } (2+4\text{ 時間}) \times 30 \text{ 週} = 180 \text{ 時間}, 180 \text{ 時間} \div 45 \text{ 時間} = 4 \text{ 単位}$$

(2) 実験・実習・製図・実技

1-1.の考えに基づき、2時間の授業、1時間の自学自習、週1回半期15週では1単位※3とする。

$$\text{※3 } (2+1\text{ 時間}) \times 15 \text{ 週} = 45 \text{ 時間}, 45 \text{ 時間} \div 45 \text{ 時間} = 1 \text{ 単位}$$

1-3. 単位の授与

各授業科目を履修した者に対して、科目試験（中間試験その他の評価を含む）等により、その成果を判定した上で単位を与える。この場合の履修とは、単位制度に基づくものであって、所定の単位を修得するためには、必要な時間数の授業を受けていなければならないことはもちろん、定められた時間数の自学自習が行われていなければならない。

なお、履修したが合格点に達しないため単位を与えられなかった科目のうち、単位を修得しておかなければならぬ科目（必修科目等）は、翌期以降に再履修しなければならない。

1-4. 標準履修法

4年次後期配当の、「キャップストーンプロジェクト」における取組みを充実させるために、4年次前期末までに「キャップストーンプロジェクト」の着手条件を、余裕を持って充たしていくことが望ましい。そのための目安として、**各学期に 18 単位以上修得できるよう**履修計画を立てる必要がある。

1-5. CAP(キャップ)制

CAP 制は、履修登録できる単位数に上限を設ける制度である。CAP 制により、学生が履修登録する科目を自ら精選することで、1 科目あたりの自学自習の時間を十分に（1 時限の講義演習科目につき 4 時間を目安に）確保することを目的としている。

本学においては、**履修登録単位数の上限を半期 20 単位**とし、この単位数には再履修科目、他学部他学科開講科目及び他大学単位互換科目を含める。なお、通年で開講される科目の単位数は、その単位数に二分の一を乗じた値を、半期分の単位数として扱う。

(1) CAP 制の対象外とする科目

以下の科目は、履修単位数の上限によらず、履修登録することができる

科 目 種 類	科 目 例
集中講義で行う科目	<input type="checkbox"/> 夏期・春期などに集中講義として行う科目（授業時間表に特定曜日・時限が割り当てられない科目）
ボランティア関係科目	<input type="checkbox"/> 「ボランティア(1)」「ボランティア(2)」
インターンシップ関係科目	<input type="checkbox"/> 「インターンシップ(1)」「インターンシップ(2)」
海外体験関係科目	<input type="checkbox"/> 本学が実施する海外体験プログラムで、卒業要件に算入する場合の科目
卒業要件に算入されない科目	<input type="checkbox"/> 他学部他学科開講科目の履修のうち、各学科において「卒業要件に含まれない」としている科目 【注意】 教養特別講義 及び 特別講義について、 それぞれ 2 単位を超えて履修した場合 、その科目は「卒業要件に算入されない履修」となるが、履修登録単位数の上限には含める

(2) CAP 制の緩和措置

f-GPA 値が 4.0 以上の成績優秀な学生は、CAP 制による履修登録単位数の上限を **24 単位**とする。

(3) TAP 参加学生の語学準備講座

TAP 参加学生は、別途定める語学準備講座に出席する。この準備講座は、**正課外の講座**であることから、CAP 制の対象とはならない。語学準備講座の詳細は、TAP に関するガイドanceで説明がある。

2. 授業科目

2-1. 科目の区分

授業科目は、その内容により、教養科目、外国語科目、専門基礎科目、専門応用科目に分ける。授業科目は、「教育課程表」に記載されているので、同表を確認すること。

なお、教育課程表に「SC 開講」とある科目は、世田谷キャンパスで開講される科目であり、世田谷キャンパスの授業時間表に開講曜日・時限が記載されている。科目により履修条件が付記されているものがあるので、授業時間表及びシラバスを併せて確認すること。

2-2. 科目の種類及び記号

授業科目は、「必修科目」、「選択必修科目」及び「選択科目」に分ける。各科目の性質及び授業時間表と教育課程表における識別記号は、次の通りである。

① **必修科目**： ○印。必ず履修しなければならない科目

② **選択必修科目**： △印。指定された科目の中から選択して、必ず履修しなければならない科目

③ **選択科目**： 無印。自由に選択して履修できる科目

3. 履修

3-1. 卒業の要件

卒業するためには、学則第15条「修業年限及び履修単位等」に定める修業年限を充たし、次の表に従って各区分の単位を修得しなければならない。なお、この表は履修の基準となるので、各学期の開始にあたって、都度参照し、自身の状況を確認すること。

区分	卒業要件	
教養科目	12 単位	※4 自由選択として、各区分の卒業要件を超える分を合算して 8 単位以上修得しなければならない ※5 「数理・データサイエンスプログラム」の修了要件を含む（後述の 3-4. 参照）
外国語科目	14 単位	
専門基礎科目	50 単位	
専門応用科目	40 単位	
小計	116 単位	
自由選択※4	8 単位	
合計※5	124 単位	

ディプロマポリシー「3. グローバルに活躍できる言語的リテラシーと国際的感覚を修得していく。」に基づき、卒業までに、本学が定める「留学」をすることを原則とする。

3-2. 履修科目

3-2-1. 教養科目

- ① 「教養科目」区分では、12 単位の修得（選択必修科目[グローバル教養系]6 単位含む）が卒業要件となっている。
- ② 卒業要件を超えて修得した単位は、自由選択として卒業要件に算入する。なお、教養特別講義については、卒業要件に算入する単位数は、2 単位までとする。

3-2-2. 外国語科目

- ① 「外国語科目」区分では、「英語科目」より 14 単位の修得（必修科目 6 単位、選択必修科目 4 単位含む）が卒業要件となっている。
- ② 卒業要件を超えて修得した単位は、自由選択として卒業要件に算入する。
- ③ 入学後オリエンテーション期間に実施するプレースメントテスト（TOEIC IP）の結果により、習熟度別のクラスが編成される。また、一部の科目では、履修上の制限を設けている場合があるため、シラバス等で確認すること。

3-2-3. 専門基礎科目

- ① 「専門基礎科目」区分は、「データ科学」、「ユーザーエクスペリエンスデザイン」、「ソーシャルシステムデザイン」及び「その他」から構成され、50 単位の修得（必修科目 11 単位、選択必修科目 20 単位含む）が卒業要件となっている。
- ② 卒業要件を超えて修得した単位は、自由選択として卒業要件に算入する。

3-2-4. 専門応用科目

- ① 「専門応用科目」区分は、「データ科学」、「ユーザーエクスペリエンスデザイン」、「ソーシャルシステムデザイン」及び「その他」から構成され、40 単位の修得（必修科目 4 単位、選択必修科目 2 単位含む）が卒業要件となっている。
- ② 卒業要件を超えて修得した単位は、自由選択として卒業要件に算入する。なお、特別講義については、卒業要件に算入する単位数は、2 単位までとする。

3-2-5. 自由選択

「自由選択」区分として、前述した各区分の卒業要件を超える分を合算して 8 単位以上修得しなければならない。また、後述する他学部または他大学等との単位互換により修得した単位は、「自由選択」として認定する。認定単位数等については、後述の「12. 所属学部以外で開講される科目的履修」を参照のこと。

3-3. 副専攻プログラム

副専攻プログラムは、学際的なテーマ、あるいは特定学問分野に関する授業科目で編成されるプログラムであり、複眼的な思考力と統合的な理解力の育成を目的としている。該当する授業科目を 10 単位以上修得することで、履修した副専攻プログラムの修了が認定される（修了要件はプログラムにより異なる）。

副専攻プログラムの履修によって修得した科目の大半は「他学部他学科開講科目」であるが、「自由選択」として卒業要件に算入することができる。

各プログラムを構成する科目群などの詳細は、ガイダンス等で紹介及び説明を行う。また、新たな副専攻プログラムが創設されたときは、学期当初のガイダンスなどで紹介する。プログラムの修了を認定するには、所定の申請書を提出する必要があるので、注意すること。

プログラム名称	履修可否	修了要件
社会変革のリーダー育成	可	14 単位
エンジニアリング教養	可	10 単位
データサイエンス	可	10 単位
情報デザイン	可	10 単位
情報マネジメント	可	10 単位
環境基礎	可	10 単位
情報工学基礎	可	10 単位
都市・マーケティング	可	10 単位
児童学基礎	可	10 単位
日本語・日本文化	可（外国人留学生のみ）	10 単位

3-4.

数理・データサイエンス プログラム

社会からの数理的思考力及びデータ分析・活用能力の修得を求める声に応えるため、卒業要件として「数理・データサイエンスプログラム」の充足を定めている。「数理・データサイエンスプログラム」は、数理科学分野（教育課程表の※MS）とデータサイエンス分野（同※DS）で構成され、所定の条件を充たさなければ、必修科目等の未充足同様に卒業延期となるが、**デザイン・データ科学部の卒業要件を充たせば、同時に「数理・データサイエンスプログラム」の修了要件も充たすこととなる。**

3-5.

数理・データサイエンス・ AI 応用基礎プログラム (デザイン・データ科学部)

前述の「数理・データサイエンスプログラム」に対して、より高度な応用基礎レベルの授業科目で編成されるプログラムであり、自らの専門分野への数理・データサイエンス・AI の応用基礎力の修得を目的としている。指定する以下の科目をすべて修得することで、本プログラムの修了が認定される。これらの科目は、いずれも「専門基礎科目」であり、卒業要件に算入することができる。ただし、教育課程表における必修科目、選択必修科目の別にかかわらず、本プログラムの修了の認定には、以下の科目すべてを修得する必要があるため、履修の際は十分注意すること。なお、本教育プログラムは、2024 年に数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）として文部科学省へ認定申請を行う予定である。

【データサイエンス概論／データサイエンス数学／アルゴリズムとデータ構造／機械学習論／データマイニング】

3-6.

履修における注意事項

- (1) 各学期はじめの履修手続きにあたっては、シラバスを熟読するとともに、入学年度の「教育課程表」、「授業時間表」及び「履修系統図」等を十分に理解した上で、**年間を通した履修方針**を定めること。
- (2) 当該年度に組まれている授業時間表に基づいて、「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」の順に科目を選択し、履修登録をしなければならない。なお、科目の中には履修条件が示されている場合があるので、シラバス、「授業時間表」及び「履修系統図」を熟読すること。
- (3) 自学自習に多くの時間を要する単位制度のもとでは、授業時間表に組まれている「選択科目」の全部を履修することは難しい。科目選択にあたっては、科目担当教員やクラス担任等の助言を受けることも必要である。
- (4) 自身の学年に配当されている授業科目は、極力その学年で修得するよう努力しなければならない。次の年度で再履修しようとしても、授業時間が重複して履修できないこともある。また、科目によっては、学年進行に伴うカリキュラム変更等により、当該年度の開講をもって廃止となる場合や、新規開講する科目に振替える場合がある。キャンパス内掲示やポータルサイト等で十分に確認、注意すること。
- (5) **世田谷キャンパスでの開講科目を履修しようとする場合、キャンパス間の移動時間等を考慮した計画を立てる必要があるので、注意すること。**

3-7. 履修登録

履修登録は、インターネットを利用して、指定された日に各自で行う。操作方法等については、「授業時間表」の履修登録作業手順を熟読すること。**履修登録をしていない科目は、受講の上、試験に合格しても単位は与えられないので、注意すること。**

履修登録に際しては慎重を期し、シラバス、「授業時間表」及び「教育課程表」等を参照するほか、特に、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 履修登録は、**学期（前期・後期）ごとに**、受講する全科目を登録すること。
- (2) 授業科目は、原則としてクオーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）するが、「前学期」または「後学期」として開講する科目があるので注意すること。
- (3) 授業時間表でクラス等が指定されている場合は、その指示に従うこと。
- (4) 自身の学年よりも上の学年に配当されている科目的履修は認められない。
- (5) **他学部で開講される科目**を履修する場合は、「特別履修申告書」に必要事項を記入の上、履修登録期間に横浜キャンパス教学課に提出すること。また、**単位互換協定大学が開講する科目**を履修する場合は、指定の用紙に必要事項を記入の上、横浜キャンパス教学課に提出すること。手続方法や期限、単位認定等の詳細については、年度始め等のガイダンス時に周知するので、各自確認をすること。
- (6) 履修確認期間 及び 履修削除(変更)期間を除き、**履修登録期間後の履修科目的変更・追加・削除は認められない**。
- (7) CAP 制により、半期の履修登録単位数に上限が設けられていることに留意して、履修計画を立てること（CAP 制については、前述の 1-5. CAP 制を参照）。
- (8) 以下の場合を「**再履修**」として扱う。
 - ① 過去に不合格になった科目を再度履修する場合
 - ② 過去に履修したことがない科目でも、**自己の学年よりも低学年に配当されている科目**を履

修する場合

- (9) すでに合格（単位修得）した科目を、再度履修することはできない。すなわち、**一度履修して合格した科目の成績評価は変更できない。**
- (10) 履修登録後に休学となった場合には、その期間に登録している科目は全て削除される。
- (11) 2年次以降の履修登録においては、次のことに注意すること。
- ① 履修する科目は、初めての履修、再履修を問わず、全て登録すること
- ② 低学年の必修科目と、所属学年に配当されている必修科目的授業時間が重複している場合は、**低学年の必修科目を優先して履修すること**

3-8. 大学院先行履修制度

- (1) 本学では、学部在学中に、大学院博士前期課程の授業科目を先行履修することができる。ただし、在学年次や受講資格等には制限がある。
- (2) 本学大学院に進学後、各研究科各専攻において、先行履修によって修得した単位について、**10単位を超えない範囲で認定**することができる。申請手続き等の詳細は、横浜キャンパス教学課にて確認すること。

4. 授業時間

各時限の授業時間は、次の通りである。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時間	9:20～11:00※	11:10～12:50	13:40～15:20	15:30～17:10	17:20～19:00

※ 世田谷キャンパス開講の一部の一部科目は、1時限目が9:00～10:40で開講されるため、開始時刻等は別途、授業時間表で確認すること。

5. 休講

- (1) 学校行事や科目担当教員の都合等により、授業を休講とすることがある。その場合には、事前に、横浜キャンパス各所のプラズマディスプレイ及びポータルサイトにて周知する。なお、単位互換科目等は、通常の掲示板にて周知する場合がある。
- (2) 休講の連絡や、その他特段の連絡がなく、授業開始時刻から**30分以上**遅れても授業が行われない場合には、休講の扱いとする。

6. 不可抗力(災害)等による授業措置

- (1) 交通機関がストライキ等により運行を停止した場合

① 横浜市営地下鉄または東急電鉄（田園都市線）がストライキ等により運行を停止する場合、次の段階によって異なる措置をとる。

	条件	措置
1	午前6時までにストライキ等による運行停止が解除された場合	平常通りの授業を行う
2	午前9時までにストライキ等による運行停止が解除された場合	午前は休講とし、午後は平常通りの授業を行う
3	午前9時までにストライキ等による運行停止が解除されない場合	全日休講とする

② 横浜市営地下鉄または東急電鉄（田園都市線）がストライキ等により運行を停止しない場合、JR東日本の電車その他が、ストライキ等により運行を停止しても、授業は平常通り行う。

- (2) 台風による暴風警報が発令された場合

東京地方（23区西部・23区東部）及び神奈川県東部に暴風警報が発令された場合、次の段階によって異なる措置をとる。

	条件	措置
1	午前6時までに暴風警報が解除された場合	平常通りの授業を行う
2	午前9時までに暴風警報が解除された場合	午前は休講とし、午後は平常通りの授業を行う
3	午前9時までに暴風警報が解除されない場合	全日休講とする

- (3) その他、緊急事態の状況によっては、前述にかかわらず別途の措置を講じる場合がある。
- (4) 上記の措置を行う場合、直ちに大学ホームページ及びポータルサイトへ掲載するので、各自で確認すること。

7. 科目試験

(1) 試験の内容

科目試験は、定期試験として前期前半末、前期末、後期前半末及び学年末に全学一斉に行い、これとは別に、担当教員によっては、中間試験等を行うことがある。また、科目担当教員の意思により、レポートや論文をもって試験に代える場合がある。

受験に際しては、次の事項に留意すること。

- ① 試験科目、試験の日時及び場所は予め掲示する。その際に、受験についての注意事項を併せて掲示する。
- ② 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることはできない。たとえ受験しても無効とする。
 - i) 科目の履修登録をしていない者
 - ii) 出席不良のため受験停止を命じられた者
 - iii) 学生証を所持しない者
 - iv) 試験開始後 20 分以上遅刻した者
- ③ 受験の際は、学生証を必ず机上に置かなければならない。
- ④ 試験開始後 30 分以内の退場は許可しない。
- ⑤ 病気や負傷、大学に向かう途中の事故またはやむを得ない正当な事由により受験できなかつた場合は、欠席届に診断書または証明するものを添えて、期限までに教学課に提出しなければならない。科目担当教員の判断により、追試験を行う場合がある。詳細は、教学課で確認すること。

(2) 試験の際に不正行為を行った者の取り扱い

科目試験（単位互換による、本学部以外での受験を含む）において不正行為を行った場合、「学則」及び「学生の懲戒に関する規程」に従って処分の手続きを行い、**当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験の評価を<不可>（0点）**にするとともに、**10日以上の停学または退学とする**。

- ① 科目試験には、大学が当該年度の学年暦で定めた定期試験期間中に実施する試験のほか、科目担当教員が授業期間中に各学期末試験または学年末試験として実施する試験や、クォーター開講科目で学期途中に実施する試験も対象とし、これらの全てを「**当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験**」として取り扱う。
- ② 停学の期間は、在学年数に算入する。
- ③ 処分の内容は、決定後公示する。
- ④ 停学の場合の執行開始は、学内会議において処分を決定した翌日からとする。
- ⑤ 以下のような場合は、不正行為と断定する。
 - i) 代人に受験させた場合。

- ii) 他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合。
- iii) 問題配布後で、試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合。
- iv) 持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート及びメモ等を見たと認められる場合。
- v) 他人の答案を見たと認められる場合。
- vi) 他人に自己の答案を見せたと認められる場合。
- vii) 言語、動作をもって互いに連絡している場合。
- viii) 教科書、参考書及びノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合。
- ix) その他、試験監督者及び出題者が不正と判断する行為（例えば、持ち込みを許可されていないメモ及びノート等を机上においている場合等）を行った場合。
- x) 携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身に付けていたりした場合。

⑥ 不正行為は、試験場で指摘された場合に限らず、採点の際に発見された場合も同様の扱いを受ける。

⑦ 処分を受けると当該クオーター期間内に実施される科目試験の全ての科目が不合格となるので、**卒業延期となる可能性が高い**。

(3) 試験時間

定期試験の試験時間は、以下の通りである。なお、各時限 60 分間を原則としており、平常の授業時間（前述「4. 授業時間」）と異なるので、注意すること。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
時間	9:00～ 10:00	10:20～ 11:20	11:40～ 12:40	13:40～ 14:40	15:00～ 16:00	16:20～ 17:20

8. 成績

(1) 成績の確定

- ① 科目試験の結果は、クオーター開講を含む**前期開講科目は 8 月下旬**、クオーター開講を含む**後期開講科目は 3 月下旬**に確定する。
- ② 成績は、保証人宛に発送する「成績通知書」（書面）及び Web 上で発表する。発表の時期は、8 月下旬及び 3 月下旬とする。なお、前期前半開講科目及び後期前半開講科目については、各クオーター期間終了後に、Web 上にて先行して成績発表する。ただし、成績の確定は前述①の通りとする。
- ③ 卒業要件を充たして学位授与資格を認定された者は、3 月に掲示板等で発表する。

(2) 成績の評価

学業成績の評価を、**秀（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）**及び**不可（59 点以下）**の 5 段階に分け、<秀>、<優>、<良>、<可>を合格とする。

また、当初の評価で合格に達していない場合でも、授業への出席状況や授業内容の理解度等を考慮し、追加の学習を行えば当初と同一の評価を行っても合格に達することが期待できる学生には追加学習の機会を設けて再評価を行うことがある。この措置は任意の卒業要件加算科目が対象となり得る。

なお、他大学で修得した科目を本学の科目として認めた際の評価は、段階別に分けず、<**認定**>**評価**となる（例：TAP で修得した単位等）。

採点不能な場合（授業に出席していない、科目試験を受験していない等、判断する材料がない場合等）は、<**欠席**>**評価**となる場合がある。

(3) 成績順位（席次）の算出方法

成績順位（席次）の算出方法は、**f-GPA (functional-Grade Point Average)** 方式とし、以下の計算式で算出する。

$$\frac{\text{履修した各科目の GP} \dagger \times \text{単位数の合計}}{\text{履修登録した単位数の合計}} = \text{評定値}$$

$\dagger \text{GP} = (\text{科目の得点} - 50) / 10$ ただし、科目の得点が 60 点未満の場合、GP は 0 とする。

- ① 算出の対象となる科目は、「卒業要件対象科目」とする（卒業要件に算入されない科目は、対象外とする）。
- ② 評定値の算出にあたっては、<不可>評価となった科目も対象とする。
- ③ 評定値の算出にあたっては、<欠席>評価となった科目は**対象としない**。
- ④ 評定値の算出にあたっては、<認定>評価となった科目は**対象としない**。
- ⑤ 評定値の算出にあたっては、必修科目を必ず算入し、必修科目以外については、GP が高い順に、以下の数値を超えない単位数となるまで算入する。
 - ・ 1 年生：前期終了時 20 単位／後期終了時 40 単位
 - ・ 2 年生：前期終了時 60 単位／後期終了時 80 単位
 - ・ 3 年生：前期終了時 100 単位／後期終了時 118 単位
 - ・ 4 年生：前期終了時 121 単位／卒業時 124 単位
- ⑥ 不合格科目を再履修し、合格となった場合は、計算式の分母にあたる履修単位数は変更せずに、分子の GP のみ最新評価結果に変更して算出する。
- ⑦ 前期終了時に評定値を算出する場合、当該年度に履修中の通年科目は、計算式の分母（履修単位数）に含めない。
- ⑧ 算出された評定値が同じ場合には、計算式の分子が大きい者を上位の席次とする。分子も同じ場合には、同順とする。

9. 単位修得状況や

成績に関する指導

(1) 単位修得状況による指導

- ① **1 年次前期終了時に修得単位数が 10 単位未満の者**に対しては、学修意欲の促進と成績向上を目的として、クラス担任が面談等の個別指導を行う。
- ② **1 年次終了時に修得単位数が 20 単位未満の者**に対しては、クラス担任が面談等を行い、勉学意志の確認や、進路変更を含めた今後の進め方に関する相談及び指導を行う。
いずれの場合も、上記修得単位数には、卒業要件に算入されない科目の単位数を含めない。また、途中に休学がある場合は、その期間を考慮して対応する。

(2) f-GPA による指導

各学年終了時に f-GPA が 0.6 未満の者には、退学勧告を行う。併せて、**f-GPA が 1.5 未満である成績不振の者**には、個別面談などを実施する。

10. 3 年次進級条件

以下の条件を充たしていなければ、3 年次に進級することができない。なお、年度途中の進級はできない。

- ① 必選問わず **50 単位以上を修得していること**（卒業要件に算入されない科目の単位は含めない）。
- ② **2 年（24 か月）以上在学していること**（休学期間は在学期間に含まない）。

11. キャップストーン プロジェクトの着手 条件

4年次後期になると、総仕上げとなる実践的な授業である「キャップストーンプロジェクト」を履修する。「キャップストーンプロジェクト」の着手条件は、以下の通りである。この条件を充たさなければ、卒業延期となる。

- ① 必選問わず **110 単位以上を修得していること**（卒業要件に算入されない科目の単位は含めない）。
- ② **3 年半（42 か月）以上在学していること**（休学期間は在学期間に含まない）。

12. 所属学部以外で 開講される科目的履修

現在、東京理工系 4 大学及び横浜市内大学間で、相互履修（単位互換）を実施している。申請手続き等の詳細は、年度初めのガイダンス時に周知するが、履修可能な科目と認定単位数は、以下の通りである。

(1) 本学他学部／理工系 4 大学※6／横浜市内大学※7 単位互換 の科目

- ① **他学部の事例研究、卒業研究及び教職課程が開講する科目等**は、履修することができない。
- ② **他大学の科目**（年度初めに指定された科目に限る）は、履修しようとする大学から許可が出た場合にのみ履修することができる。
- ③ 修得した単位は、「自由選択」として卒業要件に算入する。ただし、本学他学部の科目で、**自己の入学年度の教育課程表に記載されてない科目**を履修した場合は、卒業要件に算入されない科目となる。
- ④ 本学が設置する科目と類似した他大学開講科目の履修可否は、個別に判断する。

※6 工学院大学、芝浦工業大学、東京電機大学 及び 本学の 4 大学。

※7 神奈川大学、関東学院大学、國學院大學、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東洋英和女学院大学、フェリス女学院大学、明治学院大学、横浜商科大学、横浜市立大学、横浜国立大学 及び 本学。

(2) 履修の手続き

- ① 下表の科目を履修する場合は、インターネットを利用した通常の履修登録ではなく、**種別ごとにある申請書等**に必要事項を記入し、期限までに横浜キャンパス教学課に提出すること。
- ② 履修にあたっては、横浜キャンパス教学課に備え付けの他学部等の「学修要覧」、「授業時間表」及びシラバス等を参考にすること。

単位互換の種別	申 請 様 式	申 請 時 期※8
本学他学部	特別履修申告書	前期及び後期の履修登録期間
横浜市内大学	各大学が指定する申請書	前期開講科目 4 月
東京理工系 4 大学		後期開講科目 7 月
		前期及び後期初め

※8 具体的な申請時期（期限）は、掲示板等で別途案内する。

(3) 履修の制限

- ① **自身の学年より上の学年に配当されている科目**は、履修できない。
- ② 履修順序の指定がある科目で、前提となる科目を履修していない場合は、その科目を履修することはできない。
- ③ クラス指定のある科目は、原則として、指定された曜日・時限に開講される科目しか履修することはできない。

- ④ 履修希望者が多く、履修人数を制限する場合は、開講もと学部等の学生が優先される。
- ⑤ 上記に限らず、**科目担当教員が許可しない場合は、その科目を履修することはできない。**

(4) 試験日程及び成績評価

所属学部以外で開講される科目の試験日程及び成績評価は、他学部または他大学等の日程及び基準によるものとする。

13. 修業年限

本学の修業年限は、学則第15条「修業年限及び履修単位等」に基づき、4年とする。4年を超えて在学し、なお卒業できない場合でも、学則第16条「在学年数及び在学年限」に基づき、**在学年数は8年を超えることができない**。さらに、**2年次までの在学年数は、4年を超えることができない**。ただし、休学期間は在学期間に含まない。

14. 卒業延期

4年を超えて在学する場合は、4月30日までに定められた所定の学費を納入しなければならない。履修登録の方法は、前年度までと同様の方法である。

なお、卒業延期者に対しては、各学期末において卒業に必要な条件が充足されれば、その学期末に卒業資格が認定される。

東京都市大学オーストラリアプログラム

本学の留学プログラムには、「TAP (東京都市大学オーストラリアプログラム)」と「ATAP (Advanced TAP)」の2つがあります。

TAPは国内での準備教育と約4か月のオーストラリア留学を組み合わせた2年に亘る本学独自の国際人育成プログラムです。参加条件を問いませんので、英語に自信がない場合でも、安心して留学することが可能です。1年次には準備教育として、前期後期合わせて100日間の英会話レッスンもあります。

ATAPは、ブリスベンのクイーンズランド工科大学に16週間留学します。2年生以上が対象で、参加条件としてIELTS 5.5以上、GPA 2.5以上が求められます。



◆ プログラムの概要

現在は以下の2プログラムが用意されています。英語レベルなどに合わせて参加するプログラムを選んでください。

プログラム	TAP (東京都市大学オーストラリアプログラム)	ATAP (Advanced TAP)																																																											
概要	初体験でも安心してチャレンジできる留学システム。国内での準備教育とオーストラリア留学の2年間にわたる大規模プログラム。	現地学生とともにディプロマコースで学ぶ英語上級者向けプログラム。																																																											
募集定員	<table border="1"> <tr><td>環境学部</td><td>環境創生学科</td><td>30名</td></tr> <tr><td></td><td>環境経営システム学科</td><td>24名</td></tr> <tr><td>サイクルA</td><td>メディア情報学部</td><td>社会メディア学科</td><td>35名</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>情報システム学科</td><td>12名</td></tr> <tr><td></td><td>デザイン・データ科学部</td><td>デザイン・データ科学科</td><td>82名</td></tr> <tr><td></td><td>都市生活学部</td><td>都市生活学科</td><td>90名</td></tr> <tr><td></td><td>人間科学部</td><td>人間科学科</td><td>5名</td></tr> <tr><td></td><td>調整定員</td><td></td><td>22名</td></tr> <tr><td></td><td>理工学部</td><td>全7学科</td><td>140名</td></tr> <tr><td></td><td>建築都市デザイン学部</td><td>全2学科</td><td>40名</td></tr> <tr><td>サイクルB</td><td>情報工学部</td><td>全2学科</td><td>70名</td></tr> <tr><td></td><td>デザイン・データ科学部</td><td>デザイン・データ科学科</td><td>18名</td></tr> <tr><td></td><td>調整定員</td><td></td><td>32名</td></tr> <tr><td>合計</td><td>サイクルA:300名 サイクルB:300名</td><td>600名</td></tr> <tr><td></td><td>学部学科によりサイクル(留学の時期)を指定。</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>募集人員を超えた場合は選考あり。</td><td></td></tr> </table>	環境学部	環境創生学科	30名		環境経営システム学科	24名	サイクルA	メディア情報学部	社会メディア学科	35名			情報システム学科	12名		デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	82名		都市生活学部	都市生活学科	90名		人間科学部	人間科学科	5名		調整定員		22名		理工学部	全7学科	140名		建築都市デザイン学部	全2学科	40名	サイクルB	情報工学部	全2学科	70名		デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	18名		調整定員		32名	合計	サイクルA:300名 サイクルB:300名	600名		学部学科によりサイクル(留学の時期)を指定。			募集人員を超えた場合は選考あり。		50名 2年生以上（大学院生も含む）が対象。 留学を希望する年次に、以下の出願条件を全て満たすことで参加できます。 ① 東京都市大学に1年以上在籍していること ② IELTS 5.5 または TOEFL iBT 56 を保持していること ③ 成績が GPA2.5 以上であること
環境学部	環境創生学科	30名																																																											
	環境経営システム学科	24名																																																											
サイクルA	メディア情報学部	社会メディア学科	35名																																																										
		情報システム学科	12名																																																										
	デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	82名																																																										
	都市生活学部	都市生活学科	90名																																																										
	人間科学部	人間科学科	5名																																																										
	調整定員		22名																																																										
	理工学部	全7学科	140名																																																										
	建築都市デザイン学部	全2学科	40名																																																										
サイクルB	情報工学部	全2学科	70名																																																										
	デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	18名																																																										
	調整定員		32名																																																										
合計	サイクルA:300名 サイクルB:300名	600名																																																											
	学部学科によりサイクル(留学の時期)を指定。																																																												
	募集人員を超えた場合は選考あり。																																																												
英語要件	特になし	IELTS 5.5 または TOEFL iBT 56																																																											
語学準備講座	参加必須(1年次 前後期 100日間)	なし																																																											
プログラム期間	<table border="1"> <tr><td>サイクルA</td><td>語学準備講座</td><td>2024年5~7月、9~12月</td></tr> <tr><td></td><td>豪州留学</td><td>2025年2~5月</td></tr> <tr><td>サイクルB</td><td>語学準備講座</td><td>2024年5~7月、9~12月</td></tr> <tr><td></td><td>豪州留学</td><td>2025年8~11月</td></tr> </table>	サイクルA	語学準備講座	2024年5~7月、9~12月		豪州留学	2025年2~5月	サイクルB	語学準備講座	2024年5~7月、9~12月		豪州留学	2025年8~11月	豪州留学: 2025年2~5月																																															
サイクルA	語学準備講座	2024年5~7月、9~12月																																																											
	豪州留学	2025年2~5月																																																											
サイクルB	語学準備講座	2024年5~7月、9~12月																																																											
	豪州留学	2025年8~11月																																																											
派遣先大学	エディスコーウン大学／マードック大学 [西オーストラリア州 パース]	クイーンズランド工科大学 [クイーンズランド州 ブリスベン]																																																											
学修内容と修得単位	英語科目/教養科目等 計12単位 詳細は別表1参照	英語科目/専門基礎科目等 計12単位 詳細は別表2参照																																																											

◆ 留学中の学修 TAP：東京都市大学オーストラリアプログラム

4か月間の留学において、1st クォーターは、大学付設の語学学校（能力別クラス）で英語を学びます。2nd クォーターは国際人として必要な教養を身につけるために、教養の科目を英語で学びます。現地における科目と、本学における認定科目については以下のとおりですが、詳細は学科の TAP 担当教員及び教務委員に確認してください。

(別表 1) 単位認定表[TAP]

派遣先	期	派遣先大学での開講科目名 ※1	単位数	本学での認定科目名	単位数	デザイン・データ科学部 認定科目区分
エディスコーウン大学(ECU)	前半	Improving English	4	※2	4	教養科目
		Improving English	2	English III-A	1	「Improving English」(2単位)を、 外国語科目区分の必修単位である 「English III-A」及び「English III-B」に 読み替えて単位を認定します。 (TAP 参加学生は、上記科目の履修は不可)
				English III-B	1	
	後半	Collaborative Design	2	※2	2	教養科目
		Social, Cultural, and Media Studies	2	※2	2	教養科目
		Urban Movement and Analysis	2	※2	2	教養科目
マードック大学(MU)	前半	Improving English	4	※2	4	教養科目
		Improving English	2	English III-A	1	「Improving English」(2単位)を、 外国語科目区分の必修単位である 「English III-A」及び「English III-B」に 読み替えて単位を認定します。 (TAP 参加学生は、上記科目の履修は不可)
				English III-B	1	
	後半	Australia and Asia	2	※2	2	教養科目
		Digital Storytelling	2	※2	2	教養科目
		Sustainable Urban Design	2	※2	2	教養科目

※1 海外大学での開講科目（名）は、変更となる場合がある。

※2 学則第43条に則り、海外大学で単位を修得した科目名称のまま、本学で単位を認定する。

◆ 留学中の学修 ATAP：Advanced TAP

英語科目を勉強しながら、他に2科目を選択します。現地における開講予定科目と、本学における認定科目については以下のとおりですが、詳細は学科の TAP 担当教員及び教務委員に確認してください。

(別表 2) 単位認定表[ATAP]

派遣先	派遣先大学での 開講科目名 (※1)	本学での認定科目名／単位数		デザイン・データ科学部 認定科目区分
クイーンズランド工科大学(QUT)	Academic Communication 1	※2	4	外国語科目
	ビジネス領域科目群から選択	※2	4	専門基礎科目
	工学領域科目群から選択	※2	4	専門基礎科目
	IT 領域科目群から選択	※2	4	専門基礎科目
	メディア領域科目群から選択	※2	4	教養科目（一部単位認定対象外）
	健康科学領域科目群から選択	※2	4	教養科目

※1 QUT の開講科目名は、教育課程変更等により変更となる場合がある。

※2 学則第43条に則り、QUT で単位を修得した科目名称のまま本学の単位を認定する。

◆ 留学プログラムに関するお問合せ先

国際部国際支援課 世田谷キャンパス 7号館2階

メールアドレス studyabroad@tcu.ac.jp

デザイン・データ科学部 デザイン・データ科学科

教養科目

外国語科目

専門基礎科目

専門応用科目

デザイン・データ科学部の教育課程の科目区分は、「教養科目」、「外国語科目」、「専門基礎科目」、「専門応用科目」で構成する。以下に各科目区分の特色と内容を示す。カリキュラムは、自身の入学年度のものが卒業時まで適用されるため、詳細については、本学修要覧「教育課程表」及び「履修要綱」等を熟読し、大切に保管すること。

教養科目

教養科目は、人文学系、社会科学系、人間科学系、自然・情報科学系、グローバル教養系、その他の科目群で構成し、卒業要件は 12 単位(選択必修科目 6 単位含む)である。

「教養科目」、「外国語科目」は従来、教養課程と称されていた、いわゆるリベラルアーツに関わる科目群であるが、デザイン・データ科学部では、グローバルに活躍するための幅広く、かつ最新の知識を国際感覚に基づきながら学ぶための「グローバル教養系」の科目群を設置している。英語を中心とした母国語(日本語)以外の言語で、様々な教養知識を学ぶ。これは、国際的な諸問題に対処できる幅広い教養を育むことを想定し、中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」(平成 14 年 2 月)によれば、教養教育に関して「新たに構築される教養教育は、学生に、グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならない。」とあり、数学や情報工学に基づくデータ科学を価値ある形で、人と社会に役立たせることができるための基本として、「グローバル教養系」の科目群を設置している。

また、実社会に出る前に仕事について体験を行うことにより、社会に出てからのギャップが生じないようにすることを主な目的とし、インターンシップ(1)、(2)を配置している。所定の手続きを行い、1 週間(実質 5 日間)の実習を行った上で、所定の報告を行うことにより、1 科目あたり 1 単位を修得することができる。

幅広い教養と多様な実践的な学習のために、横浜キャンパス開講科目と世田谷キャンパス開講科目を配置している。所属キャンパスにとらわれることなく、主体的な履修を行ってもらいたい。同時に、一見無関係の科目的履修が、卒業後の人生において、大きな意味を持つことも少なくない。専門知に閉じこもらず、自身の視野を広げることこそが、教養科目、リベラルアーツを学ぶ意義である。自身の関心と少し距離のある科目履修にも、積極的に挑んでもらいたい。したがって履修にあたっては、特定の科目群に履修が偏らないよう、バランスよく履修登録することを推奨する。

履修上の注意事項

- (1)教養科目の大半の科目は 1 年次から履修できる。しかし、2 年次以上など受講上の条件のある科目もあるので、授業内容と履修する上で必要な条件等を吟味の上、各学年で 2~4 科目程度の科目を履修する。4 年次前期終了時までには「キャップストーンプロジェクト」の着手条件を満たすように教養科目を修得する必要がある。なお履修者数の多い科目は、あらかじめクラス分けを行う場合があるので、事前によく確認をすること。
- (2)教養科目のうち、グローバル教養系はすべての科目が選択必修科目である。教養科目の卒業要件 12 単位のうち、選択必修科目 6 単位を含む必要があるため、計画的な履修をすること。
- (3)「教養特別講義」は 2 単位まで、「教養科目」区分の卒業要件として算入できる。それを超える同科目の単位は、卒業要件に算入できない修得単位(卒業要件非加算の特別履修)とする。また同科目は、毎年違った名称・内容の講義が開講されるので、履修にあたっては注意すること。
- (4)世田谷キャンパス開講科目を履修する際に、キャンパス間のシャトルバスによる移動が必要となる場合がある。移動が必要になるか、履修方法をあらかじめ確認し、履修計画を立てるよう注意すること。

外国語科目

「外国語科目」は従来、教養課程と称されていた、いわゆるリベラルアーツに関わる科目群である。デザイン・データ科学部では、社会の一員たる教養の礎として、まずは言語運用力そして国際理解を身につけるための英語科目を設置している。語学力の向上のためには、授業での演習に積極的に参加し、予習、復習に注力することに加えて、授業で培った語学力を実際の場面で使用することも重要である。学内の外国語学習支援やメディア教材などを活用するとともに、短期研修、多様な留学プログラムにも挑戦し、将来のキャリアに役立てて欲しい。

1年次から必修科目である English I-A 及び I-B、English II-A 及び II-B、English III-A 及び III-B（各 1 単位、計 6 単位）を履修し、「読む」「書く」「聞く」「話す」の 4 技能の向上を目指す。必修科目のクラスは、入学後、オリエンテーション期間に実施するプレースメントテスト（TOEIC IP）の結果により、習熟度別に編成される。

必修科目とは別に、選択必修科目 4 単位を含む 8 単位以上を履修しなければならない。これら選択必修科目 及び 選択科目は、必修科目で学修した内容の仕上げとなる科目であり、英語力をさらに向上させるだけでなく、英語の各技能を集中して強化する科目、TOEIC や TOEFL、IELTS 等の外部試験への対策を行う科目、あるいはプレゼンテーションやディスカッションを通じて批判的な考察力を養うものである。各自の目標やニーズを踏まえて科目を選択して欲しい。

本学では英語力を測定するために全員を対象とした基礎学力テスト（TOEIC IP）を設けている。まずは、入学時に行われるプレースメントテスト（TOEIC IP）の結果を踏まえ、これまでの学習成果を把握したうえで、1年次における目標を設定して欲しい。1年次の途中においても、留学準備の一環として TOEIC IP を受験する機会が複数あるので、それぞれの関心や興味に応じて自分に適した履修計画を立てることが望まれる。

履修上の注意事項

- (1) 英語必修科目のクラスは、入学後、オリエンテーション期間に実施する「基礎学力調査」の結果により、習熟度別のクラスが編成される。特段の事情がない限り、配属クラスを変更することは認められない。
- (2) 必修科目を修得できなかった場合、翌年度に開講される該当科目の再履修クラスを履修すること。
- (3) 選択必修科目や選択科目の履修については、科目ごとに受講上の条件が設けられていることがある。各科目のシラバスを参照し、それに従うこと。特に、受講上の条件と履修希望者の英語能力に甚だしい乖離が見られる場合は、科目担当者が履修制限をすることがある。
- (4) 定員が定められた外国語選択科目においては、履修登録とは別に事前申請や初回授業における抽選・選抜等、原則として履修者の制限が行われる。各自、ポータルサイトの掲示や TCU メールを定期的に確認し、各学期における科目的履修方法を確認すること。
- (5) 選択科目履修の詳細については、ポータル等で掲示される資料を参照すること。

デザイン・データ科学部は、社会科学と数理情報工学を基礎として、急速に発展している高度なデジタル社会をフィールドとし、これから変化し続ける社会の仕組みや、人間が豊かに暮らすための「もの」「こと」を構想・設計・構築するための学問を教育・研究対象としている。本学部本学科の名称にある「デザイン」を重要なキーワードとして、数学や情報工学に基づくデータ科学を、社会と人の暮らしに役立つシステムのデザインに活かすための知識と手法を実践的に学ぶことを目指している。そして、地球的な視野と多面的な視野から分析し、持続的な人と社会のシステムを構想・設計・構築できる人材の育成を行う。

専門科目

デザイン・データ科学部の専門科目では、データサイエンスとグローバル教養の基盤的な知識に基づき、人と社会に役立つデザインとマネジメントの実践力を効果的かつ効率的に身に付けるために、科目内容に基づいて分類を行っている。履修する際には、これらや履修モデルを参考に、1年次では基礎固めを中心にバランス良く、2年次からは徐々に専門領域を重視しながら履修を進め、3、4年次では「キャップストーンプロジェクト」での研究を意識しながら、専門性を高める履修を進めることが重要である。

■専門基礎科目■

デザイン・データ科学部で学び、その総仕上げでもある「キャップストーンプロジェクト」での実践的な研究に進むうえで、必要となる基礎知識や方法論に関する科目を配置している。

数学と情報技術の基礎から現在の状況の理解に関する「データ科学」、人に役立つ「もの」や「こと」のデザインをするために必要なデザイン力の基礎知識に関する「ユーザーエクスペリエンスデザイン」、そして、社会に役立つ「仕組み」を設計し、マネジメントできる基礎知識に関する「ソーシャルシステムデザイン」の3つの科目群を配置し、それぞれの学びを開始する上で重要な科目は、必修科目としてそれぞれ配置している。

「その他」の科目群には、1年次から3年次の各年次に必修科目として「SD PBL(1)～(3)」を設けており、これらの科目では、現代的課題に未来志向で取り組む姿勢を育むこと、職業人となる自分自身の学びとシームレスにつなげること、自己管理・時間管理能力を身につけること等を目的としており、社会的・職業的自立も目標としている。

■専門応用科目■

専門基礎科目での学びを基盤とし、応用力と実践力の修得に向けて、深く学んでいくための知識や、考え方について講義する科目を専門応用科目として配置している。「データ科学」、「ユーザーエクスペリエンスデザイン」、「ソーシャルシステムデザイン」の各科目群に演習科目を多く配置しており、実践的な学習を重視するとともに、学生の興味と得意に合わせた履修も可能としている。それら演習科目の多くは選択必修科目として配置し、全員が実践的な取組みをすることとなる。

「その他」の科目群には、本学科教員が連携先企業の担当者と綿密に連携し、実習内容を十分に確認し、企業等の実習先で実務に直結した実践的な実習型の授業である「COOP プログラム」や、事務局、全学組織の海外インターンシップ専門委員会及び本学科教員が連携先企業の担当者と綿密に連携し、実習内容を十分に確認し、企業の実習先で実務に直結した実践的な演習型の授業である「海外インターンシップ」など、外部の協力機関と連携した学外における取組みも重視した科目を配置している。

専門科目における科目群の概要

□データ科学の科目群□

数学と情報工学を基盤として、数値や各種データの源泉である社会システムや人間システムに関する分野も含まれる。特に、定量的な数値データを扱うための数理統計学の分野や、言語データなど定性的なデータを加工や変換するための情報処理の分野が中心的な分野である。

□ユーザーエクスペリエンスデザインの科目群□

デザイン工学や感性工学を基盤として、製品のデザインを進めるためのデザイン思考や、実際の製品を試作するための3次元設計製造技術の分野も含まれる。特に、ユーザーにとって使いやすい製品やシステムの機能設計するためのユーザーインターフェース設計の分野や、人々の心地よく活動できるための空間デザインや感性デザインの分野が中心的な分野である。

□ソーシャルシステムデザインの科目群□

経営科学や社会工学を基盤として、企業経営システムや社会経済システムに関する経済学や経営学の分野も含まれる。特に、製造やサービスの現場の生産性向上を目指した運営管理に関する経営工学や、Society 5.0などのコンセプトにも含まれるデジタル社会の設計などもを目指したサービス工学が中心的な分野である。

□その他の科目群□

各科目群での学びを越えた実践型の授業を多く配置している。

「SD PBL(1)」では、本学の導入教育と位置付け、“心に学びの灯を点ける”教育プログラムとする。ねらいと授業計画は、総合力をもって社会変革に挑むためのリテラシー・コンピテンシーの修得をめざし、都市に集約されるような地球的かつ複合的な問題に対して未来志向の視点からボーダーを超えて取り組む心構えを育む。到達目標は、専門家としての視点のあり方と大学における自らの学びのスタイルを身につけることである。

「SD PBL(2)」では、キャップストーンプロジェクトへつなぐ役割のある科目とする。ねらいと授業計画は、総合力をもって社会変革に挑むためのリテラシー・コンピテンシーの修得をめざし、都市に集約されるような地球的かつ複合的な問題に対して未来志向の視点からボーダーを超えて取り組む。到達目標は、どのようなチームや状況においても自らの能力を発揮できるスキルと姿勢を身につけることである。

「SD PBL(3)」では、キャップストーンプロジェクトや卒業後の学びへつなぐ統合的・学際的な科目とする。ねらいと授業計画は、総合力をもって社会変革に挑むためのリテラシー・コンピテンシーの修得をめざし、都市に集約されるような地球的かつ複合的な問題に対して未来志向の視点から解決策を提案する。到達目標は、自らの能力を発揮して問題解決に貢献するスキルと姿勢を身につけることである。

履修上の注意事項

■必修科目、選択必修科目、選択科目

当該年度に組まれている授業時間表に基づいて、「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」の順に科目を選択し、履修登録をしなければならない。

■履修登録単位数の制限

卒業までの各1学期あたりの履修登録可能な単位数は、20単位を上限とする。ただし、科目によりこの制限に含めない場合がある。詳細は「履修要綱」を参照すること。

※f-GPA値が4.0以上の成績優秀な学生は、CAP制による履修登録単位数の上限を24単位とする。

■単位修得状況や成績に関する指導

1年次前期終了時に修得単位が10単位未満の者に対しては、学修意欲の促進と成績向上を目的として、クラス担任が面談等の個別指導を行う。また、1年次終了時に修得単位が20単位未満の者に対しては、クラス担任が面談等を行い、勉学意志の確認や進路変更を含めた今後の進め方に関する相談および指導を行う。なお、いずれの場合も途中に休学がある場合はその期間を考慮して対応する。また、各年次終了時に、f-GPA値が0.6未満の者には、退学勧告を行う。併せて、f-GPA値が1.5未満である成績不振の者には個別面談を実施する。

■3年次進級条件

2年以上在学し(休学期間は含まない)、50単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。

■キャップストーンプロジェクト着手条件

3年半以上在学し(休学期間は含まない)、110単位以上を修得しなければキャップストーンプロジェクトに着手することができない。

■卒業要件

修業年限を充たし、以下の卒業要件を満たした者は卒業となる。

区分	卒業要件	
教養科目	12単位	△選択必修科目6単位を含むこと
外国語科目	14単位	○必修科目6単位、△選択必修科目4単位を含むこと
専門基礎科目	50単位	○必修科目11単位、△選択必修科目20単位を含むこと
専門応用科目	40単位	○必修科目4単位、△選択必修科目2単位を含むこと
小計	116単位	
自由選択	8単位	各区分の卒業要件を超える分を合算して8単位以上
合計	124単位	数理・データサイエンスプログラムの修了要件を含む ※DS及び※MSを合計4単位以上

※ディプロマポリシー「3. グローバルに活躍できる言語的リテラシーと国際的感覚を修得している。」に基づき、卒業までに、本学が定める「留学」をすることを原則とする。

■数理・データサイエンスプログラム

「数理・データサイエンスプログラム」は、数理科学分野（教育課程表の※MS）とデータサイエンス分野（同※DS）で構成され、所定の条件を充たさなければ、必修科目等の未充足同様に卒業延期となるが、デザイン・データ科学部の卒業要件を充たせば、同時に「数理・データサイエンスプログラム」の修了要件も充たすこととなる。

履修モデル1：情報サービス、調査データ分析など、データサイエンスに関係する専門職を目指す学生の例

科目区分 〔卒業要件単位数〕	1年		2年 TAPサイクル※5： (A) 2~5月 / (B) 8~11月		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教養科目※1 〔12〕	教養科目①〔2〕	教養科目②〔2〕	Japan Studies[2]	インターンシップ(1)[1]	教養科目④[2]	教養科目⑥[2]	0	10 5 15
外国語科目※2 〔14〕	English I-A[1]	English II-A[1]	English III-A[1]	外國語科目①[2]	外國語科目②[2]	外國語科目③[2]	外國語科目④[2]	外國語科目⑤[2]
データ科学	English I-B[1]	English II-B[1]	English III-B[1]	外國語科目①[2]	外國語科目②[2]	外國語科目③[2]	外國語科目④[2]	外國語科目⑤[2]
専門基礎科目 〔50〕	データサイエンス概論[2] コンピュータ基礎演習[2] データサイエンス数学[2] 情報学理論[2]	プログラミング基礎演習[2] アルゴリズムとデータ構造[2] データ社会論[2] 量的ユーザー調査[2]	統計学基礎[2] 機械学習[2] 経営分析論[2] 業務プロセス分析[2]	統計データ解析演習[2] データマイニング[2] データベース[2] 質的ユーザー調査[2]	情報デザイン[2] ウェブプログラミング[2]	情報デザイン[2] ウェブプログラミング[2]	デザイナリサーチ[2]	デザイナリサーチ[2]
ユーザーエクスペリエンス デザイン 〔3〕	ユーザーエクスペリエンス デザイン入门[2]	ソーシャルシステム デザイン入门[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	経営戦略概論[2]	金融・市場システム論[2]	プロジェクト マネジメント[2]	サービスノベーション[2]	サービスノベーション[2]
データ科学	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(4)[1]	SD PBL(5)[1]	SD PBL(6)[1]	SD PBL(7)[1]	SD PBL(8)[1]
専門応用科目 〔40〕	データサイエンス システム デザイン 〔2〕	プログラミング応用演習[2]	機械学習演習[2]	ピックデーティ解説演習[2]	画像・音声処理[2] 自然言語処理[2]	ビッグデータ解析[2]	データマイニング[2] ウェブデータ処理[2]	データマイニング[2] ウェブデータ処理[2]
データ科学	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(4)[1]	SD PBL(5)[1]	SD PBL(6)[1]	SD PBL(7)[1]	SD PBL(8)[1]
専門応用科目 〔40〕	ユーザーエクスペリエンス デザイン 〔2〕	ソーシャルネットワーク[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	ソーシャルネットワーク[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	ソーシャルネットワーク[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]
その他	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(4)[1]	SD PBL(5)[1]	SD PBL(6)[1]	SD PBL(7)[1]	SD PBL(8)[1]
凡例	必修科目 選択必修科目 選択科目	インターンシヨン デザイン[2]	インターンシヨン デザイン[2]	インターンシヨン デザイン[2]	インターンシヨン デザイン[2]	インターンシヨン デザイン[2]	ブランドコンセプト デザイン[2]	ブランドコンセプト デザイン[2]
その他	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	キャラクターデザイン プロジェクト[4]	キャラクターデザイン プロジェクト[4]

〔 内は単位数を示す。 〕

科目区分 〔卒業要件単位数〕	1年		2年 TAPサイクル※5： (A) 2~5月 / (B) 8~11月		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教養科目※1 〔12〕	教養科目①〔2〕	教養科目②〔2〕	Japan Studies[2]	インターンシップ(1)[1]	教養科目④[2]	教養科目⑥[2]	0	10 5 15
外国語科目※2 〔14〕	English I-A[1]	English II-A[1]	English III-A[1]	外國語科目①[2]	外國語科目②[2]	外國語科目③[2]	外國語科目④[2]	外國語科目⑤[2]
データ科学	English I-B[1]	English II-B[1]	English III-B[1]	外國語科目①[2]	外國語科目②[2]	外國語科目③[2]	外國語科目④[2]	外國語科目⑤[2]
専門基礎科目 〔50〕	データサイエンス概論[2] コンピュータ基礎演習[2] データサイエンス数学[2] 情報学理論[2]	プログラミング基礎演習[2] アルゴリズムとデータ構造[2] データ社会論[2] 量的ユーザー調査[2]	統計学基礎[2] 機械学習[2] 経営分析論[2] 業務プロセス分析[2]	統計データ解析演習[2] データマイニング[2] データベース[2] 質的ユーザー調査[2]	情報デザイン[2] ウェブプログラミング[2]	情報デザイン[2] ウェブプログラミング[2]	デザイナリサーチ[2]	デザイナリサーチ[2]
ユーザーエクスペリエンス デザイン 〔3〕	ユーザーエクスペリエンス デザイン入门[2]	ソーシャルシステム デザイン入门[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	ソーシャルネットワーク[2]	ソーシャルネットワーク[2]	サービスノベーション[2]	サービスノベーション[2]
データ科学	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(4)[1]	SD PBL(5)[1]	SD PBL(6)[1]	SD PBL(7)[1]	SD PBL(8)[1]
専門応用科目 〔40〕	データサイエンス システム デザイン 〔2〕	プログラミング応用演習[2]	機械学習演習[2]	ピックデーティ解説演習[2]	画像・音声処理[2] 自然言語処理[2]	ビッグデータ解析[2]	データマイニング[2] ウェブデータ処理[2]	データマイニング[2] ウェブデータ処理[2]
データ科学	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(4)[1]	SD PBL(5)[1]	SD PBL(6)[1]	SD PBL(7)[1]	SD PBL(8)[1]
専門応用科目 〔40〕	ユーザーエクスペリエンス デザイン 〔2〕	ソーシャルネットワーク[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	ソーシャルネットワーク[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]	ソーシャルネットワーク[2]	ソーシャルシステム デザイン[2]
その他	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(4)[1]	SD PBL(5)[1]	SD PBL(6)[1]	SD PBL(7)[1]	SD PBL(8)[1]
凡例	必修科目 選択必修科目 選択科目	インターンシヨン デザイン[2]	インターンシヨン デザイン[2]	インターンシヨン デザイン[2]	インターンシヨン デザイン[2]	インターンシヨン デザイン[2]	ブランドコンセプト デザイン[2]	ブランドコンセプト デザイン[2]
その他	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	COOPプログラム[4]	キャラクターデザイン プロジェクト[4]	キャラクターデザイン プロジェクト[4]

※1 選択必修科目6単位を含む。

※2 必修科目6単位、選択必修科目4単位を含む。

※3 必修科目11単位、選択必修科目20単位を含む。

※4 必修科目4単位、選択必修科目2単位を含む。

※5 TAPで修得した科目の該定については、P63参照。

専門科目

9

数理基礎科目・国語・英語・専門基礎科目・専門選択科目

履修モデル2：製品デザイン、システムインターフェースデザインなど、ユーザーエクスペリエンスデザインに関する専門職を目指す学生の例

科目区分 [卒業要件単位数]	1年			2年			3年			4年			
	前期	後期	TAPサイクル※5：(A) 2~5月／(B) 8~11月	前期	後期	前期	後期	前期	後期	必修	選択必修	計	
教養科目※1 [12]	教養科目①[2]	教養科目②[2]			Japan Studies[2]	イントーン・シップ[1][1]	教養科目④[2]	教養科目⑥[2]	教養科目⑦[2]	0	10	15	
	English I-A[1]	English II-A[1]	English III-A[1]	外国語科目①[2]	外国語科目②[2]	教養科目③[2]	教養科目⑤[2]	教養科目③[2]	教養科目④[2]	外國語科目⑤[2]	6	6	16
外国语科目※2 [14]	English I-B[1]	English II-B[1]	English III-B[1]	統計学基礎[2]	統計学基礎[2]	統計データ解析演習[2]	機械学習論[2]	機械学習論[2]	機械学習論[2]	経営戦略概論[2]	11	24	53
	コンピュータ基礎演習[2]	プログラミング基礎演習[2]	プログラミング基礎演習[2]	アルゴリズムとデータ構造[2]	アルゴリズムとデータ構造[2]	データマайнинг[2]	データベース分析[2]	データベース分析[2]	データベース[2]	データベース[2]	4	4	16
データ科学	データサイエンス概論[2]	4	4	16									
	コンピュータ基礎演習[2]	プログラミング基礎演習[2]	機械学習論[2]	4	4	16							
専門基礎科目 ユーザーエクスペリエンス デザイン	データサイエンス概論[2]	4	4	16									
	コンピュータ基礎演習[2]	プログラミング基礎演習[2]	機械学習論[2]	4	4	16							
専門基礎科目 ソーシャルシステム デザイン	ソーシャルシステム デザイン入門[2]	4	4	16									
	ソーシャルシステム デザイン入門[2]	4	4	16									
その他	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(1)[1]	SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]	SD PBL(1)[1]	4	4	16
	プログラミング 応用演習[2]	機械学習演習[2]	企業経営分析 ケーススタディ[2]	画像・音声処理[2]	ビッグデータ 解析演習[2]	自然言語処理[2]	ウェブデータ処理[2]	ウェブデータ処理[2]	ウェブデータ処理[2]	ウェブデータ処理[2]	4	4	16
データ科学	データ科学	データ科学	データ科学	データ科学	データ科学	データ科学	データ科学	データ科学	データ科学	データ科学	4	4	16
	コンピュータ基礎 ユーザーエクスペリエンス デザイン	4	4	16									
専門応用科目 ソーシャルシステム デザイン	ソーシャルシステム デザイン	4	4	16									
	ソーシャルシステム デザイン	4	4	16									
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	4	4	16

*1 選択必修科目6単位、選択必修科目2単位を含む。
*2 必修科目6単位、選択必修科目4単位を含む。
*3 必修科目4単位、選択必修科目2単位を含む。

*4 必修科目4単位、選択必修科目2単位を含む。
*5 TAPで修得した科目の認定については、P63参照。

*3 必修科目11単位、選択必修科目20単位を含む。

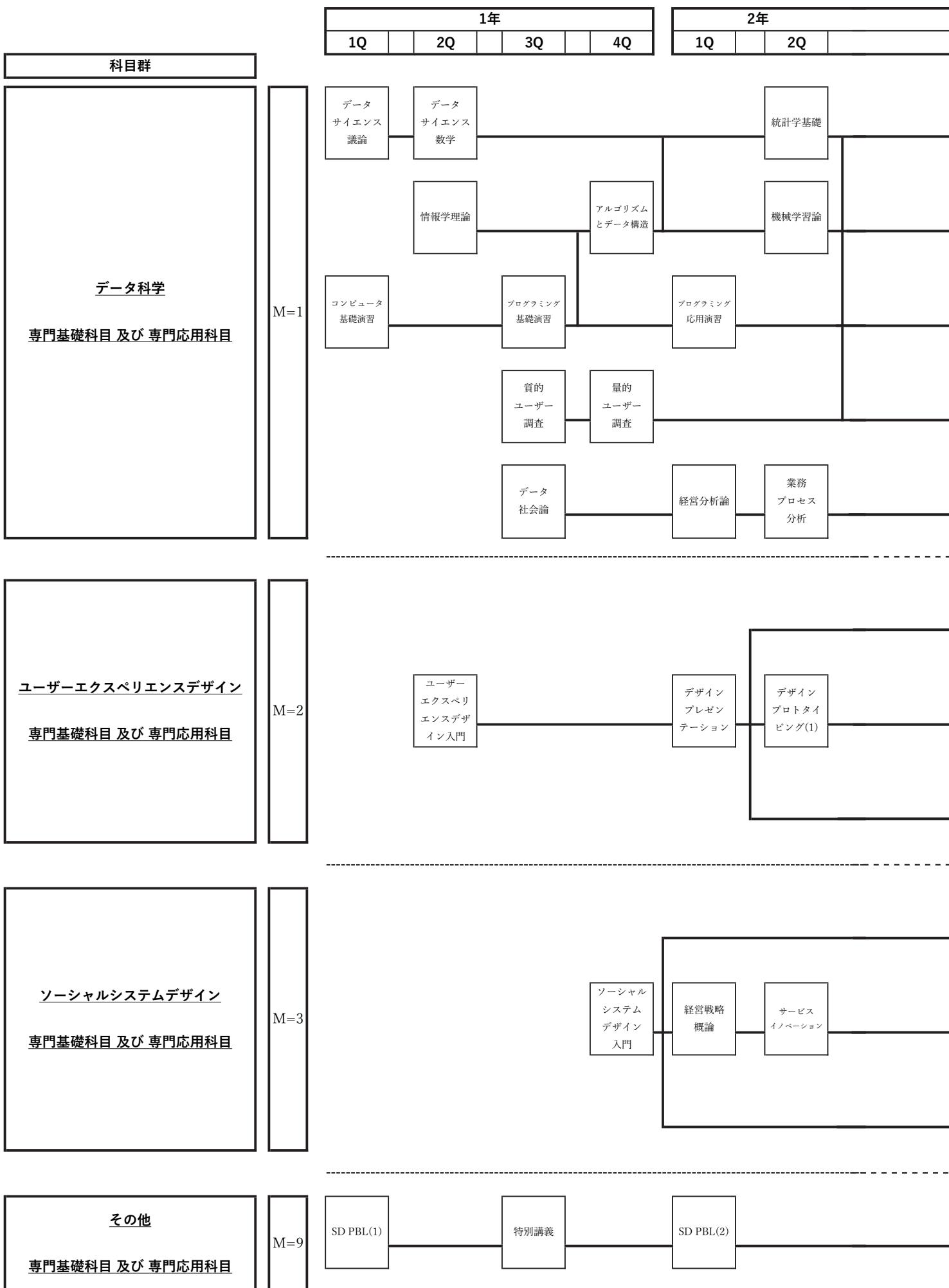
履修モデル3：製造販売流通システム、企業コンサルタントなど、ソーシャルシステムデザイナーに關係する専門職を目指す学生の例

科目区分 〔卒業要件単位数〕	1年		2年 TAPサイクル※5：(A) 2~5月／(B) 8~11月		3年		4年		必選 修習 計	
	前期		後期		前期		後期			
	教養科目①[2]	教養科目②[2]	日本語[2]	教養科目④[1]	日本語[2]	教養科目④[1]	日本語[2]	教養科目⑥[1]		
専門基礎科目 〔14〕	教養科目※1 [12]		英語Ⅰ-A[1]	英語Ⅰ-A[1]	English III-A[1]	English III-B[1]	英語Ⅲ-B[1]	英語Ⅲ-C[1]	0 10 5 15	
	外國語科目※2 [14]		英語Ⅰ-B[1]	英語Ⅰ-B[1]	英語Ⅲ-A[1]	英語Ⅲ-B[1]	英語Ⅲ-C[1]	英語Ⅲ-D[1]	6 6 4 16	
	データ科学		データサイエンス概論[2]	プログラミング基礎演習[2]	統計学基礎[2]	統計データ解析演習[2]	経営分析論[2]	プロジェクトマネジメント[2]		
			コンピュータ基礎演習[2]	アルゴリズムとデータ構造[2]	機械学習論[2]	データマイニング[2]				
			データサイエンス数学[2]	データ社会論[2]	業務プロセス分析[2]	データベース[2]				
			情報学理論[2]	量的ユーザー調査[2]						
				質的ユーザー調査[2]						
	ユーザーエクスペリエンス デザイン	ユーザーエクスペリエンス デザイン入門[2]								
				ソーシャルシステム デザイン入門[2]	サービスノベーション[2]	金融・市場システム論[2]	オペレーションマネジメント[2]			
						経営戦略概論[2]				
専門基礎科目 〔5〕	ソーシャルシステム デザイン					総合的品質管理[2]			11 24 18 53	
専門基礎科目 〔3〕	その他		SD PBL(1)[1]		SD PBL(2)[1]	SD PBL(3)[1]				
専門応用科目 〔4〕	データ科学			プログラミング 応用演習[2]	機械学習演習[2]	ビッグデータ 解析演習[2]	ウェブデータ処理[2]	企業経営分析 ケーススタディ[2]		
専門応用科目 〔4〕	ユーザーエクスペリエンス デザイン					感性デザイン演習[2]	ブランドコンセプトデザイナー[2]	デザインプロトタイプ[2]		
専門応用科目 〔4〕	ソーシャルシステム デザイン						ブランドコンセプトデザイナー[2]	デザインプロトotyp[2]		
その他								未来創造デザインプロジェクト[2]		
			15	16	15	16	18	16	21 50 53 124	

〔 内は単位数を示す。 〕

※1 選択必修科目6単位を含む。
※2 必修科目6単位、選択必修科目4単位を含む。
※3 必修科目11単位、選択必修科目20単位を含む。
※4 必修科目4単位、選択必修科目2単位を含む。
※5 TAPで修得した科目の認定については、P63参照。

デザイン・データ科学部 履修系統図





学習・教育到達目標と授業科目の関係

前項までに示した各授業の内容が、本学科の学習・教育到達目標とどのように関連するかを明確に理解できるよう、学習・教育到達目標一つ一つに対する各授業の関与の程度を下表に示す。

学習・教育到達目標

(A)	あらゆるデータの利活用と、人と社会に役立つ「もの」「こと」のデザインを志向し、それを実現できる深い専門的知識・能力を修得すること。
(B)	修得した知識と技術を活用し、国籍、文化、専門等が異なる人々とのコミュニケーションによる主体的協働作業を志向し、それを実現するためにコミュニケーション能力を高め、相互理解し、説明責任を果たすためのプレゼンテーション能力を修得すること。
(C)	数学・社会科学に対して興味と探究心を持ち、これを元にした思考力を合わせ持ち、実社会での課題を探究する問題発見・解決能力、及び、実社会の複合的な問題を解決する能力を修得し、デザイン能力を含む総合的な課題解決能力を修得すること。
(D)	修学に必要な英語力を有し、海外留学で幅広い教養を修得するコミュニケーション力向上に努力を惜しまず、地球的視点に立ち、社会の動向を理解し、幅広い教養力を修得すること。

- ◎ 学習・教育到達目標に関係が深い科目
- 学習・教育到達目標に関係がある科目

区分	授業科目	必選	単位数	学年学期	学習・教育到達目標			
					(A)	(B)	(C)	(D)
教養科目	教養科目(1)				◎		○	
	教養科目(2)				◎		○	
	教養科目(3)				◎		○	
	Japan Studies	△	2	3 前		○		◎
	Global Studies(1)	△	2	3 前		○		◎
	Global Studies(2)	△	2	3 前		○		◎
	Global Studies(3)	△	2	3 前		○		◎
	Global Studies(4)	△	2	3 前		○		◎
	Intercultural Understanding(1)	△	2	3 前		○		◎
	Intercultural Understanding(2)	△	2	3 前		○		◎
外国語科目	English I-A	○	1	1 前		◎		○
	English I-B	○	1	1 前		◎		○
	English II-A	○	1	1 後		◎		○
	English II-B	○	1	1 後		◎		○
	English III-A	○	1	2 前		◎		○
	English III-B	○	1	2 前		◎		○
	Reading Comprehension		2	2 後		◎		○
	Debate & Discussion		2	2 後		◎		○
	Presentation Strategies		2	2 後		◎		○
	English Test Preparation		2	2 後		◎		○
	Writing Strategies		2	2 後		◎		○
	Academic Reading	△	2	2 後		◎		○
	Academic Discussion	△	2	2 後		◎		○
	Academic Presentation	△	2	2 後		◎		○
	English Test Preparation for Academic Purposes	△	2	2 後		◎		○
	Academic Research & Writing	△	2	2 後		◎		○
専門基礎科目	データサイエンス概論	○	2	1 前	◎		○	
	コンピュータ基礎演習	○	2	1 前	◎		○	
	プログラミング基礎演習	△	2	1 後	◎		○	
	データサイエンス数学	△	2	1 前	◎		○	
	統計学基礎	△	2	2 前	◎		○	
	統計データ解析演習	△	2	2 後	◎		○	
	情報学理論	△	2	1 前	◎		○	
	アルゴリズムとデータ構造	△	2	1 後	◎		○	
	機械学習論	△	2	2 前	◎		○	
	データマイニング	△	2	2 後	◎		○	
	データベース	△	2	2 後	◎		○	
	データ社会論	△	2	1 後	◎		○	
	量的ユーザー調査	△	2	1 後	◎		○	
	質的ユーザー調査	△	2	1 後	◎		○	
	経営分析論		2	2 前	◎		○	
	業務プロセス分析		2	2 前	◎		○	

学習・教育到達目標と授業科目の関係

- ◎ 学習・教育到達目標に関係が深い科目
 ○ 学習・教育到達目標に関係がある科目

区分	授業科目	必選	単位数	学年学期	学習・教育到達目標			
					(A)	(B)	(C)	(D)
専門基礎科目	ユーザーインターフェイスデザイン入門	○	2	1前	○		◎	
	デザインプレゼンテーション		2	2前	○		◎	
	デザインプロトタイピング(1)		2	2前	○		◎	
	ウェブプログラミング		2	2後	○		◎	
	情報デザイン		2	2後	○		◎	
	デザインリサーチ		2	3前	○		◎	
	ソーシャルシステムデザイン入門	○	2	1後	○		◎	
	金融・市場システム論		2	2後	○		◎	
	サービスイノベーション		2	2前	○		◎	
	経営戦略概論		2	2前	○		◎	
専門応用科目	総合的品質管理		2	2後	○		◎	
	オペレーションマネジメント		2	2後	○		◎	
	プロジェクトマネジメント		2	3前	○		◎	
	SD PBL(1)	○	1	1前		◎		○
	SD PBL(2)	○	1	2前		◎		○
	SD PBL(3)	○	1	3後		◎		○
	データ科学							
専門応用科目	プログラミング応用演習		2	2前	◎		○	
	機械学習演習		2	2後	◎		○	
	ビッグデータ解析演習		2	3前	◎		○	
	ペイズ統計学		2	3前	◎		○	
	ニューラルネットワーク		2	3前	◎		○	
	画像・音声処理		2	3後	◎		○	
	自然言語処理		2	3後	◎		○	
	ウェブデータ処理		2	3後	◎		○	
	企業経営分析ケーススタディ		2	3前	◎		○	
	ユーザーインターフェイスデザイン(2)		2	3前	○		◎	
専門応用科目	ブランドコンセプトデザイン		2	3後	○		◎	
	インターフェースデザイン		2	3前	○		◎	
	感性デザイン演習	△	2	3前	○	○	◎	
	デザインプロダクション演習	△	2	3後	○	○	◎	
	インタラクションデザイン演習	△	2	3後	○	○	◎	
	ソーシャルシステム							
	ビヘイビアル・ファイナンス		2	3前	○		◎	
	リスク＆クライシスマネジメント		2	3後	○		◎	
	未来創造デザインプロジェクト		2	3後	○		◎	
	サービスシステムデザイン演習	△	2	3前	○	○	◎	
その他	サプライチェーンデザイン演習	△	2	3後	○	○	◎	
	ビジネスシステムデザイン演習	△	2	3後	○	○	◎	
	特別講義		2	1後			◎	○
	海外インターナシップ		2			○	○	◎
その他	COOP プログラム		4	4前		◎	◎	
	キャップストーンプロジェクト	○	4	4後	◎	◎	◎	◎

関係情報

横浜キャンパス

図書館

情報基盤センター

学生生活関連

大学院環境情報学研究科

環境方針

教職員名簿

校舎配置図

図書館

皆さんのが学生生活に欠かせない施設である図書館は、世田谷・横浜の各キャンパスにあります。どちらのキャンパスの図書館も利用の際は学生証をご持参ください。学修・研究を進める上で必要となる各学部の専門図書や雑誌を始め、新書・文庫、視聴覚資料など多様な資料があります。また、ネットワーク上で利用できる電子ブック・電子ジャーナル・データベースなどで情報収集することもできます。さらに、グループ学習・個人学習に対応した様々なタイプの座席がありますので、大いに利用してください。

その他、キャンパス毎の企画・展示も開催しています。

1. 図書館の利用

入退館、図書の貸出・延長、施設の利用などには学生証が必要です。忘れずに携帯してください。※学生証を忘れた場合や再発行中の場合は、カウンターに申し出てください。

2. 開館時間と休館日

○開館時間

【通常】

	世田谷キャンパス	横浜キャンパス
月～金	8：50～22：00	8：50～22：00
土	8：50～17：00	8：50～17：00

【試験期】

	世田谷キャンパス	横浜キャンパス
月～金	8：50～22：00	8：50～22：00
土	8：50～20：00	8：50～20：00
日・祝	10：00～18：00	10：00～18：00

※開館スケジュールは変更される場合があります。図書館ホームページをご確認のうえ、ご来館ください。

※休講時は開館時間を短縮します。

○休館日

日曜日・国民の祝日・入学試験日

開館時間の変更・臨時休館は、図書館ホームページをご覧ください。

3. 図書館資料の利用

図書・雑誌・新聞・視聴覚資料（DVD・音楽CDなど）・電子資料（電子ブック・電子ジャーナル・データベース）などがあります。

○資料の探し方

図書館ホームページの『蔵書検索（O P A C）』にて検索すると、所蔵しているキャンパスや配置場所、貸出状態などがわかります。

○館内閲覧資料

次の資料は図書館内の利用となります。

- ・禁帯出ラベル、館内ラベル貼付図書
- ・参考図書
- ・雑誌、紀要、新聞
- ・DVD、BD（一部貸出可能）

○図書の貸出

借りたい図書と学生証を持って、自動貸出機またはカウンターで手続きをしてください。館内閲覧資料の貸出は行っていません。他キャンパスの図書を取り寄せて借りることもできます。

利用者	冊数	期間	延長回数
学生・教職員	15冊	15日	3回

※冊数にはCDおよび他キャンパスの図書を含みます。

※図書に付属しているCD-ROMなどは貸出冊数には含みません。

※長期休暇期間中は貸出期間を延長します。

○貸出延長（返却期限日の更新）

貸出中の図書は、貸出期間を最大3回まで延長（更新）することができます。

- ・図書館ホームページの「利用状況照会」から手続きをするか、
図書を持参して自動貸出機またはカウンターで手続きをしてください。
・次の場合は延長できません。

①返却期限日を過ぎた図書がある場合

②貸出停止期間中の場合

③貸出中の図書に他利用者の予約が入っている場合

④更新回数の上限（3回）に達した場合

※図書に付属しているCD-ROMなども延長手続きが必要です。

○返却

借りた図書は、返却期限日までに返却してください。

- ・世田谷・横浜どちらのキャンパスでも返却できます。
- ・返却期限日を過ぎると、遅れた日数分貸出停止となります。
- ・閉館・休館時は返却ポストを利用して下さい。
(キャンパスが立入禁止のときは利用できません)
- ・図書を紛失・汚損・破損した場合は弁償となります。

○予約

貸出中の図書は、予約することができます。

- ・図書館ホームページの『蔵書検索(O P A C)』で図書を検索し、画面上の予約アイコンから手続きできます。
- ・予約した図書が貸出できる状態になるとTCUメールに連絡します。
- ・次の場合は予約できません。

①返却期限日を過ぎた図書がある場合

②貸出停止期間中の場合

○取り寄せ

他キャンパスの図書は、予約して取り寄せることができます。

- ・図書館ホームページの『蔵書検索(O P A C)』で図書を検索し、画面上の予約アイコンから手続きできます。
- ・予約した図書が貸出できる状態になると、TCUメールに連絡します。
- ・次の場合は取り寄せできません。

①返却期限日を過ぎた図書がある場合

②貸出停止期間中の場合

※所属キャンパス資料の取り置き（配架中の図書への予約）はできません。

4. 図書館サービスの利用

○情報検索サービス

資料の所蔵情報、利用できる電子ジャーナル・データベースが図書館ホームページから検索できます

○授業参考書検索サービス

Websラバースの参考書のISBNをクリックすると、『蔵書検索(O P A C)』にリンクして授業科目の参考書として指定された図書の配置場所や貸出状態などが確認できます。

○図書購入リクエスト

図書館で所蔵していない資料は、図書館ホームページから購入リクエストをすることができます。

購入の可否については図書館ホームページの「利用状況照会」から確認できます。

○レファレンスサービス

学習・研究に必要な資料の提供や情報検索のサポートを行います。カウンターで気軽に相談してください。

○学外資料の利用（文献複写依頼、図書館相互貸借など）

他大学等で所蔵している図書、雑誌の記事・論文などは、図書館を通して取り寄せるすることができます。

また直接訪問して利用することもできます。利用を希望する場合は、図書館ホームページの「⑩学外の資料を利用する」をご覧ください。

※他大学からの文献複写および図書貸借に係る料金は無料です（1カ月10件まで）。

○国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料について、送信サービス参加図書館の館内でデジタル画像の閲覧と複写ができます。利用希望の方はカウンターにお申し出ください。

○メールによるお知らせ

予約した図書や購入リクエストした図書の案内、未返却図書の督促などを、TCUメールにお知らせします。

5. 施設の利用

世田谷キャンパス図書館

○ラーニング・コモンズ／B1階

少人数やグループのディスカッション、成果発表などに利用できる学習空間です。

○メディア学習室（40席／要予約）／B1階

○プレゼンテーション室1（16席／要予約）／B1階

○プレゼンテーション室2（12席／要予約）／B1階

グループ用の学習室です。ネットワークやプロジェクターの利用ができます。

※メディア学習室、プレゼンテーション室1・2は1カ月前から予約が可能です。

○TOSHOKAN Gallery／1階

展示スペースとして、展覧会、課外活動・研究活動の紹介・発表などに利用できます。

○個人閲覧室（各5室／要予約）／3階

○個人閲覧室（5室）／2階

個人用の学習スペースからもネットワークに接続できます。ドア付き（3階／要予約）・ドアなし（2階）の2タイプあります。

※個人閲覧室／3階は2週間前から予約が可能です。

横浜キャンパス図書館

○グループスタディルーム（24席／予約可）／1階

ガラス扉で仕切られているグループ用の学習スペースです。机と椅子は可動式で、両側の全壁面ホワイトボード・プロジェクターを利用して、ミーティングやプレゼンテーションの練習ができます。

※グループスタディルームは、1週間前から予約が可能です。

○BOX席（6席×4）／1階

グループ学習用のスペースです。ディスプレイを見ながらミーティングやペアプログラミングができます。

○個人学習室（10室／要申請）／2階

完全個室の学習スペースです。利用当日にカウンターで予約できます。

○個人用BOX席（14席）／2階

個人で利用できる半個室のスペースです。学習や読書に集中して取り組める空間です。

6. 設備機器の利用

世田谷キャンパス図書館

○検索用パソコン／1階検索コーナー

所蔵資料の検索（O P A C）や電子ジャーナル・データベースの閲覧、インターネット検索等、資料・情報検索用に利用できます。

○プリントシステム兼コピー機（複写（出力）コーナー・有料）／B1階～3階

持ち込みパソコン・スマートフォン／タブレットからプリント出力できます。

利用方法はカウンターにお尋ねください。

コピー機は図書館資料の複写に限り、著作権法の範囲内で利用できます。

[白黒：10円／枚、カラー：50円／枚]

※館内での両替は行っていません。

○ポイント式プリンター／B1階

プリントサービス（印刷課金システム）に対応したプリンターです。

横浜キャンパス図書館

○検索用パソコン／1階・2階 検索コーナー

所蔵資料の検索（O P A C）や電子ジャーナル・データベースの閲覧、インターネット検索等、資料・情報検索用に利用できます。

○ポイント式プリンター／1階

プリントサービス（印刷課金システム）に対応したプリンターです。

○コピー機（白黒・カラー）／1・2階

コピー機は図書館資料の複写に限り、著作権法の範囲内で利用できます。

[白黒：10円／枚、カラー：50円／枚]

※館内での両替は行っていません。

7. 図書館を快適に利用するためには

- ・利用者の迷惑にならないよう静謐を保ちましょう。
 - ・資料や機器類を大切に扱いましょう。
 - ・貸出資料や学生証・身分証を他人に貸与しないでください。
 - ・携帯電話はマナーモードにし、指定の場所以外で通話はしないでください。
 - ・貴重品は常時携帯し、各自の責任で管理しましょう。
 - ・指定された場所以外での飲食はしないでください（閲覧席に限り密封容器の飲料のみ可）。
- 図書館ホームページでも利用上の注意事項を掲載していますのでご覧下さい。（<https://library.tcu.ac.jp/>）

情報基盤センター

情報基盤センターは、教育・研究・学生生活などに関わる情報基盤の整備を行い、各種サービスを提供しています。また、利用者に対する相談、講習会の開催、利用拡大のための広報などを行う他、情報関連授業の支援を行っています。

1. 情報システムの利用

東京都市大学には様々な情報システムがあり、TCUアカウント*でそれらのサービスを利用できます。利用者は各自のパソコンでキャンパスネットワークやポイント式プリンターを利用することができます、レポート作成や文献検索などに役立てられます。

* メールやポータルサイトなど、様々な大学のシステムを利用するためのユーザー名とパスワード

2. 施設利用時間と問い合わせ/事務取扱時間

●施設利用時間

【世田谷キャンパス】

情報基盤センター（8号館（図書館内）、1号館2階印刷コーナー）

8号館は世田谷キャンパス図書館の開館時間に準じます。プリンターは閉館15分前まで利用できます。

1号館2階の北側ラウンジのプリンターは、以下の時間帯に利用できます。

[授業日]	月～土	9：00～20：00(19:45)
-------	-----	-------------------

()内は、プリンター出力最終時間

【横浜キャンパス】

情報基盤センター（2号館）

[授業日]	月～土	9：00～20：00(19:45)
-------	-----	-------------------

()内は、プリンター出力最終時間

●問い合わせ/事務取扱時間

【世田谷キャンパス】

パソコンやプリンターに関する連絡・問い合わせは、以下の時間帯に行って下さい。

[授業日]	技術対応	月～金	9：00～19：00
		土	9：00～15：00
[授業日以外]	技術対応	月～金	9：00～17：30
		土	9：00～13：00
[授業日以外]	事務取扱	月～金	9：00～17：00
		土	9：00～12：00
[授業日]	事務取扱	月～金	9：00～17：00
		土	9：00～12：00

【横浜キャンパス】

パソコンやプリンターに関する連絡・問い合わせは、事務取扱時間内（前表参照）に行って下さい。

※利用時間は行事や休業期間などにより変更する場合があります。詳細は各施設のWebページや掲示をご覧下さい。

※日曜日・国民の祝日・創立記念日・入学試験日は事務閉室日となります。なお、閉室日は振替授業などにより変更する場合があります。詳細は各施設のWebページや掲示をご覧下さい。

3. サービスの利用

○情報ネットワーク、情報システム

2 キャンパスは **10Gbps** の高速回線で相互に接続されており、各キャンパスにある情報システムを利用できます。

また、持込みパソコンで情報ネットワークを利用するための情報コンセントや無線 LAN も整備しています。

○TCU アカウント

情報基盤センターから全ユーザーに発行するアカウント（ユーザー名とパスワード）です。このアカウントで以下のシステムを利用できます。

メールサービス、ポータルサイト、Microsoft365、授業支援システム、Wi-Fi、Web 履修システム他

○メールサービス

本学ではメールサービスとして Microsoft 365 サービスの 1 つである Exchange Online を導入しており、Web ブラウザーやスマートフォンなどからメールの送受信などが行えます。

○授業支援システム

本学では授業支援システム(**WebClass**)を導入しております、授業情報の伝達や学習の進捗管理、学生・教員間の双方向授業を行っています。授業支援システムは、教材の配布、課題の提出、クリッカーやアンケート機能による授業中の理解度チェック、授業収録動画の視聴などが Web 上で行えます。

○VPN

学外から暗号化された通信で仮想的に情報ネットワークに接続し、安全に学内専用の情報システムを利用できます。

○遠隔デスクトップシステム

情報基盤センターが提供する Windows デスクトップ環境にリモートアクセスするサービスです。学内の研究室や自宅のパソコンから、情報基盤センターが導入しているソフトウェアを利用できます。

○ポイント式プリンター

モノクロレーザー、カラーレーザー、大判プリンターを利用できます。これらへの印刷はポイントで管理され、このポイントでどのキャンパスでも印刷ができます。また、無駄な印刷を行わないように上限ポイントが設定されています。

4. システム利用上の注意

サービスの利用に際しては、以下の事項に留意して下さい。

【パスワードの管理】

TCU アカウントのパスワードを受け取ったら、情報基盤センターの Web ページ内にある「パスワード変更ページ」にアクセスしてパスワードを変更し、各自責任を持って管理して下さい。

また、毎年所定の期間にパスワード変更と情報セキュリティポリシー自己点検を行わないと TCU アカウントのパスワードが無効になり、システムを利用できなくなります。パスワードが無効になったり、パスワードを忘れた場合は、事務窓口でパスワードの再設定手続きを行って下さい。

【多要素認証】

本学では、情報資産を守るために、学外から一部の情報システムを利用する際に多要素認証（TCU アカウントのパスワードの他にスマートフォンアプリや SMS、電話応答などによる認証）が必要となっています。情報基盤センターの Web ページを参照し、各自で認証情報を登録して下さい。

【印刷制限】

無駄な印刷を防ぐため、情報基盤センターのプリンター利用には制限があります。一定の範囲内（毎年、年度の初めに年間の利用量が設定されます）で印刷できますが、それを超えると印刷できなくなります。さらに印刷したい場合には、有料（自己負担）の手続きが必要です。

—————情報基盤センターの Web ページに利用案内を掲載していますので、ご覧下さい

学生生活関連

1. 学生生活の関連情報

学生生活に関連した情報は、「東京都市大学モバイルアプリ（公式）」や「CAMPUS LIFE」にも掲載されていますので、是非有効に活用してください。

また、学生生活・教務・就職・進学・施設設備などに関する質問等があれば、電話や電子メールではなく各キャンパスの事務局窓口にて直接問い合わせてください。

■事務取扱時間

■授業期間

月曜日～金曜日	9：00～17：30
土曜日	9：00～13：00 (11:30～12:30 を除く)

■授業期間外

月曜日～金曜日	9：00～17：00 (11:30～12:30 を除く) (夏期休業中は 16:00まで)
土曜日	9：00～12：00

日曜日、祝日および大学で定めた休日は休業とします。

併せて、学生の夏(冬)期休業中で、事務取扱いを行わない期間がありますので、ウェブサイト、ポータルサイト等を参照してください。

2. クラス担任

日常的な生活指導や連絡等を行うホームルーム活動はありませんが、学生の健全な学修及び学生生活を補助、促進し、その向上を図るためにクラス担任教員を置いています。クラス担任は、各学科の教員が務め、あらゆる面における助言・指導に当たる教員です。困ったことや悩みごとに遭遇した場合はもとより、普段から気軽にアドバイスを受けることができます。クラスは学部・学科ごとに編成され、授業グループと連動する場合もあります。なお、学部・学科によっては、3年次に進級した時のクラス担任は「事例研究」等の指導教員が担当し、4年次は「卒業研究」の指導教員が担当します。

3. 学生相談室

学生のみなさんには充実した大学生活を送ってほしいと願っています。大学生活を送る上で学業や将来のこと、友人関係、自分の性格のことなどで立ち止まって考えたい時があることでしょう。より良い決断をしたい、より良い人生にしたい、より良い人間関係を作りたい・維持したい、楽しく過ごしたいと思うのは当然のことです。だから、人は悩むのです。悩むとは頭を使って考えることです。それは人の成長を促進します。

困ったことがあれば、友達や親、教職員に相談することもできますが、学生相談室もその選択肢に加えてください。相談の内容は外部に漏れることはありません。臨床心理士や公認心理師の資格を持った専門家がお話を伺います。

■相談室開室日・開室時間

学生相談室は平日の10時～17時までご利用可能です（横浜キャンパスは16時まで）。詳しくは学生相談室のWEBサイトで開室日と開室時間を確認してください。なお、夏季・春季休業中は閉室期間があります。予めご了承願います。

■相談方法

相談は予約制です。下記、学生相談室WEBサイトからお申し込みください。また各キャンパスの健康管理センター・医務室への直接来室、お電話でも受け付けています。

学生相談室WEBサイト <https://www.tcu.ac.jp/counselingroom/>

世田谷キャンパス 03-5707-0104 (内線 2188 : 健康管理センター)

横浜キャンパス 045-910-0104 (内線 2518 : 医務室)



4. ハラスメントについて

ハラスメントとは相手の意に反して行われる不快な発言や行動で、人格が傷つけられたり人権が侵害されたりするような行為を指します。ハラスメントは身体的苦痛を与えたり、心に深い傷を負わせてしまったりすることがあります。ハラスメントは学生と教職員との間だけでなく、学生同士でも起こります。人を傷つけようとする意図がなくてもハラスメントになる危険性があります。加害者にも被害者にもならないように注意が必要です。自分の発言や行動に責任を持ち、大学の構成員であるすべての学生と教職員が安心して気持ちよく過ごすことのできる修学環境を築いていきたいものです。

■ハラスメントの種類

ハラスメントには不適切な性的言動により不快感を与えるセクシュアル・ハラスメントや、不適切な言動により教育、研究、修学に不利益を与えるアカデミック・ハラスメント、飲酒を強要するようなアルコール・ハラスメント、社会的な地位や権限を濫用し不適切な言動を行うパワー・ハラスメント等があります。特にセクシュアル・ハラスメントは痴漢行為やストーカー行為など明確に犯罪行為に該当する深刻な場合もありますので注意が必要です。

■ハラスメントかなと思ったら？

本学には『ハラスメント対策室』が設置され、ハラスメントについて対応しています。各キャンパスには相談窓口になる『ハラスメント相談員』が配置されています。学生同士の関係や教職員との関係で不快な思いをし、ハラスメント相談を利用するかどうか迷っているときでも、被害についてのメモを取り、証拠を残しておくようにしましょう。メールでの嫌がらせであれば、消去せずに残しておきます。そのようなメモやメールを持参し相談してください。ハラスメント相談員はあなたのお話を伺い、あなたの希望する解決方法を整理します。相談員はそれを報告書にまとめ、『ハラスメント対策室』に届けます。ハラスメント相談員の役割はあなたの被害状況と思いを聞かせてもらうことです。嫌な思いを一人で抱え込まないでください。相談したことで不利益を被ることはありません。安心して相談してください。

■ハラスメント対策室の役割

ハラスメント対策室ではハラスメント相談員からの報告書を基に対応を検討します。また、ハラスメント行為の事実確認を行うために調査委員会を立ち上げることがあります。ハラスメント事案については相談者の希望を確認の上、下記のいずれかの対応を行います：ハラスメント行為をやめるように注意や勧告をする、修学環境や就労環境の改善を図るために関係者間の調整を行う、問題となっている事態の調停を行う、処分案を作成する。

■ハラスメント相談の申し込み

ポータルサイトのリンク集にある「ハラスメント相談窓口」でアクセス先を確認し、ハラスメント相談員までご連絡をお願いします。

5. 学外の相談窓口

学内サービスの利用できない休日や夜間帯に相談したい場合、あるいは学内よりも学外の相談窓口の利用を希望する方のために、本学では学外の相談窓口を設置しています。下記サービスもご利用可能ですが、ハラスメント相談で具体的な対応を望む場合は、後日、学内のハラスメント相談を利用することになります。

■24時間電話健康相談サービス *年中無休

TEL:0120-876-506（通話料無料）

■メンタルヘルスのカウンセリングサービス *年中無休

TEL: 0120-876-506（通話料無料） 受付時間 月～金 9:00～21:00 土 9:00～16:00

URL : <https://consult.t-pec.co.jp/service/24b201> (東京都市大学専用ページ: 24時間受付)

■ハラスメント相談窓口

TEL: 0120-307-127（通話料無料）

受付: 月・水・金・土・日 10:00～21:00

火・木 10:00～22:00

URL : <https://consult.t-pec.co.jp/service/24b201> (東京都市大学専用ページ: 24時間受付)

6. 保険制度

■学生教育研究災害傷害保険（学研災）※全学生加入済

この保険制度は、全国的規模の総合共済制度として発足した大学生を対象とした保険です。正課の授業中や課外活動中、通学途中の不慮の事故から生ずる経済的負担をできるだけ少なくし、明るい学生生活が送れるように本学では新入生をはじめ在学生全員が一括加入しています。特に実験、実習中の負傷の可能性は皆無とは言えません。この保険が適用される事故などに遭遇した場合は発生後ただちに、学生支援課に申し出てください。

■学研災付帯賠償責任保険（付帯賠責）※任意加入

この保険制度は、国内外において保険期間中に正課・学校行事（教育実習、インターンシップなど）およびその往復において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したことなどによる賠償責任を補償する保険です。

■学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）※任意加入

学研災および付帯賠責では補償が不足する場合に、追加して加入できる保険です。ケガや疾病に限らず、日常生活での賠償責任に対する補償など学生生活を幅広く補償します。

また、留学生を対象としたインバウンド付帯学総もあります。

■学生総合保障制度 ※任意加入

大学内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する病気やケガ、他人にケガを負わせた際の個人賠償責任補償や、扶養者の万が一にも対応する育英費用などを総合的に補償する制度です。

■スポーツ安全保険 ※任意加入

大学の課外活動において、学内外ともに適用される保険としてスポーツ安全保険があります。これはスポーツ活動（文化活動、奉仕活動、軽スポーツ等を含む）を行う団体がその活動中に被った不慮の事故等を保障する制度です。特にスポーツ団体に加入している学生にはこの保険への加入が強く望まれます。但し、活動内容により種々の加入条件があります。

■その他の保険など

前述の保険以外にも、目的、人数、期間等の条件により利用できる保険もあります。

また、本学では海外留学を手厚くサポートする海外留学保険（留学生トータルサポートプログラム）も紹介しています。なお、短期の海外渡航に際しては、旅先安全情報や現地最新情報を得ることができる「たびレジ（外務省のサービス）」への登録を推奨しております。

7. 学籍の異動等と届出手続き

異動等に関する手続きは、所定の手続きを行ってください。

■退学

やむを得ない事情により本学を退学する場合は、事前にクラス担任／指導教員に相談し、了承を得た上で、各キャンパスの学生支援課の窓口で「退学願」を受け取ってください。了承がない場合には「退学願」はお渡しできません。

なお、受け取った「退学願」に本人・連帯保証人が記入・捺印し、クラス担任／指導教員及び主任教授の捺印をもらってから学生支援課へ提出してください。

■休学

病気などのやむを得ない事由により2ヶ月以上修学することができない場合は、願い出て休学することができます。

休学期間は全期（1年間）または半期（6ヶ月間）となります。全期（1年間）及び前学期に休学する場合は前学期の履修登録最終日まで、後学期に休学する場合は後学期の履修登録最終日までに「休学願」を提出しなければなりません。

なお、休学理由が傷病、経済的困窮、介護等特別な事情がある場合は学期途中からの休学を認める場合があります。学期途中から休学が認められた場合、休学期間は「休学願」が提出された月の翌月1日からとなります。休学理由が解消しない場合、引き続き休学を申請することができますが、期間が年度をまたがる場合は改めて休学を願い出て許可を得る必要があります。休学期間は通算して3年を超えることはできません。

また、休学期間は卒業に必要な在学年数4年間、並びに最長在学年数の8年間には算入されません。

但し、休学中の当該学期の「履修登録科目」については、休学申請が受理された時点で、自動的に全て削除されます。通年科目も削除されますので注意してください。

休学する場合は、事前にクラス担任／指導教員に相談し、了承を得た上で、各キャンパスの学生支援課の窓口で「休学願」を受け取ってください。了承がない場合には「休学願」はお渡しできません。なお、受け取った「休学願」に本人・連帯保証人が記入・捺印し、クラス担任／指導教員及び主任教授の捺印をもらってから学生支援課へ提出してください。

休学期間が満了すると自動的に復学となります。引き続き、休学の継続を希望する場合は「休学願」を、退学を希望する場合は「退学願」を提出して許可を受けてください。

休学期間中、学費の代わりに在籍料を納めていただきます。在籍料は学期毎6万円となります。詳しくは「東京都市大学授業料等納入規程」を確認してください。

■その他

病気やケガなどにより1週間以上欠席する場合はクラス担任／指導教員に相談の上で、「長期欠席届」の提出が必要です。また、身上（改姓など）変更、連帯保証人が変更になる場合なども、各キャンパスの学生支援課にて所定の手続きを行ってください。本人・連帯保証人の住所・連絡先変更はポータルサイトから変更できます。

8. 2キャンパス間のシャトルバス

本学には、世田谷・横浜キャンパスを結ぶ交通手段として無料シャトルバスがあります。キャンパス間の移動所要時間は約30分です。試験期間を除く授業期間（祝日授業日含む）は運行していますのでクラブ活動や情報基盤センター、図書館の利用等、キャンパス間移動に利用してください。但し、土・日・祝日は運休となります。利用前にスマートフォンでシャトルバス乗車登録をし、登録完了画面を乗務員に提示してください。乗車登録に関する詳細はポータルサイト、都市大アプリでご確認ください。また、スマートフォンを所有していない場合等は、各キャンパス学生支援課にご相談ください。運行表・運行ダイヤはホームページで確認してください。また、渋滞等による遅延、休校等による運休は、ポータルサイトでお知らせします。

9. キャンパス内でのマナーについて

■自動車通学の禁止・オートバイ通学の自粛

本学では、自動車による通学は全面禁止としています。自動車での通学及び、このことによる迷惑駐車が発見された場合には、学生部より厳重注意の上、反省文及び連帯保証人連署の誓約書の提出を課します。なお、外部への謝罪等については本人及び保証人から直接謝罪をしてもらいます。さらに違反を繰り返した場合には、懲戒規程に則り停学・退学等を含めた処罰を行います（オートバイによる迷惑駐車についても、状況に応じてこれに準じます）。

また、オートバイによる通学は自粛としています。

やむを得ずオートバイに乗ってきた場合は、すみやかにエンジンを切る、エンジンを吹かさないなど配慮してください。

■学内駐輪場

各キャンパスにオートバイ専用駐輪場・自転車専用駐輪場が設置されています。指定駐輪場以外への駐輪は通行の妨げとなり危険です。こうした違反駐輪車両については、理由に関わらず監視員により強制的に移動する場合があります。

■オートバイ・自転車撤去・処分

本学専用駐輪場に駐輪された車両であっても、長期間放置されている場合は、所有権を完全に放棄したとみなし、大学で廃棄処分します。対象となった車両は学外に搬出され処分しますので、返却等には一切応じません。また、廃棄処分後、大学は一切の責任を負いません。

■喫煙マナー

建物内での喫煙は禁止されており、所定の喫煙所のみ喫煙を許可しております。

ルール・マナーが順守されない場合には、社会的な動向も考慮し、喫煙所の更なる縮小・廃止も視野にいれて検討します。また、世田谷区・横浜市では歩きたばこ禁止条例が施行されています。

10. 各種証明書の学内交付申請

- 申請後の期間は事務局休業日を除きます。システムの障害等により即時発行できない場合もあります。
- 一部証明書は専用WEBページから申請のうえ、コンビニエンスストアでの発行やオンラインでの送付が可能です。(学内交付と文書料が異なります) 対象となる証明書や料金等詳細は大学ホームページをご確認ください。

区分	証明書種類	文書料	交付期日
在学生	和文証明書	学生旅客運賃割引証（学割）	無料
		学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険加入証明書	無料
	和文証明書	在学証明書	200円
		成績証明書	200円
		卒業見込証明書〔学部〕／修了見込証明書〔大学院〕	200円
		健康診断証明書	200円
		指定保育士養成施設卒業見込証明書（SC）	200円
		教育職員免許状（幼稚園教諭）取得見込証明書（SC）	200円
	英文証明書	在学証明書	500円
		成績証明書	500円
		卒業見込証明書〔学部〕／修了見込証明書〔大学院〕	500円
卒業生・修了生	学生証再発行等手続き	学生証再発行手続き	3,000円
		受験（受講）のための証明書	200円
	手続き書類	情報基盤センターパスワード再設定手続き	無料
		情報基盤センタープリンター利用上限変更手続き	100円単位
		情報基盤センター講習会 受講手続き	1,000円
		教職課程登録手続き	10,000円
		TOEIC IP 試験受験手続き	2,000円
	その他の和文証明書 英文証明書申請	単位修得証明書（特定科目の抜粋）	200円
		就職用 学校推薦書（紹介状）	200円
		教育職員免許状（中学校・高等学校教諭）取得見込証明書	200円
		社会調査士指定科目証明書申請（YC）	200円
		学費等証明申請書（和文）	200円
		学費等証明申請書（英文）	500円
		その他の和文証明書	200円
		その他の英文証明書	500円
卒業生・修了生	和文証明書申請	卒業・学位取得証明書〔学部卒業〕	500円
		修了・学位取得証明書〔大学院修了〕	500円
		成績証明書	500円
		単位修得証明書（特定科目の抜粋）	500円
	英文証明書申請	学力に関する証明書	500円
		卒業・学位取得証明書〔学部卒業〕	500円
		修了・学位取得証明書〔大学院修了〕	500円
	その他の和文証明書 英文証明書申請	成績証明書	500円
		その他の和文証明書	500円
		その他の英文証明書	500円

※出身キャンパス（卒業生）以外で申請した場合は、発行に3日程度かかります。

本大学には学部卒業後、更に進学を志す者のために大学院環境情報学研究科を設置している。各専攻には、学部を卒業した学生がより高度な課程を修得するための博士前期課程（2021年度より修士課程から名称変更）と、さらに将来研究能力を身に付けようと志す学生のための博士後期課程がある。学力・人物ともに優秀な学生の大学院進学を奨めるため、3年終了時の成績を基準に、おおよそ半数の学生に推薦入学試験受験資格をみとめており、学内進学者には入学金を免状している。なお、推薦入学は出身（卒業予定）学科以外の専攻への進学も可能。また、推薦入学者のうち、特に優秀な学生については、授業料を免除する奨学制度を設けている。

大学院環境情報学研究科の概要

1. 大学院の区分

博士課程を前期課程と後期課程とに区別し、在学期間は、

[博士前期課程 2年]

[博士後期課程 3年] となっている。

2. 大学院環境情報学研究科設置の目的

環境情報学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与する。

3. 各課程の目的

[博士前期課程]

環境、情報、都市生活に関わる高度な教育と社会的要請に応える研究の実践を通して、複雑化する世界や地域に生じる様々な事象の中から課題を的確に発見し、秀でた専門性を活かして課題の解決に挑戦するとともに、国際社会で活躍できる実践的な能力を養い、新たな価値と豊かな社会の創造に貢献できる人材の養成を目的とする。

[博士後期課程]

環境、情報、都市生活に関わる高度な教育と社会的要請に応える研究の実践を通して、グローバル化と技術革新に対応した幅広い知見、価値創造の方法論を先導する研究開発力を有するとともに、科学的思考を通して現代社会を洞察する力を養い、学問の新時代を切り拓く構想力と卓越した専門能力を併せ持つ人材の養成を目的とする。

4. 定員等

研究科名	専攻名	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
環境情報学研究科	環境情報学専攻	62名	124名	6名	24名	
	東京都市大学・エディス コーサン大学国際連携 環境融合科学専攻	5名	10名	—	—	
	都市生活学専攻	18名	36名	6名	18名	
	計	85名	170名	12名	42名	

本学大学院には環境情報学研究科のほか、総合理工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）も設置している。

5. 指導教員（研究指導教員及び研究指導補助教員）

専攻の各領域を担当する指導教員は、研究指導教員と研究指導補助教員からなる。その研究指導教員および研究指導補助教員は学生の本学における研究指導および学位論文の作成の指導にあたる。

6. 修業年限

[博士前期課程]

2年（ただし、優れた業績を上げた者は、1年以上の在学で足りるものとする。）

[博士後期課程]

博士前期課程を修了したのち3年（ただし、優れた研究業績を上げたものは、博士前期課程と博士後期課程合せて3年以上の在学で足りるものとする。）なお、本研究科には博士前期課程にあっては4年を超えて、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。（ただし、休学期間は在学期間に含まない。）

7. 学位

[博士前期課程]

大学院学則の定めるところにより、所定の期間在学して30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者には本大学院学則第25条の定められた学位を授与する。また、東京都市大学・エディスコーソン大学国際連携環境融合科学専攻においては、主大学ごとに定める修了要件を満たすように30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導等を受けた上で（エディスコーソン大学が実施するアカデミックトレーニングの合格を含む）、学位論文又は特定課題研究報告書を提出し、その審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。

[博士後期課程]

修士の学位を有し、大学院学則の定めるところにより、所定の期間在学して、24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者には本大学院学則第25条の定められた学位を授与する。

8. 入学試験(概要のみ抜粋)

大学院では、全専攻を対象とし、5月A日程（推薦）、9月と2月（B・C日程一般）の年3回に前学期入学試験を実施している。また、2月C日程、5月A日程と同日に後学期入学試験を実施している。選考方法は、出願書類に関する審査・領域毎の専門試験（推薦入試を除く）・面接試験により、総合して判定している。なお、すべての入学試験において、出願にあたり、希望する指導教員（研究指導教員及び研究指導補助教員）の承諾を必要とする。

9. 入学金の免除

本学では、東京都市大学大学院研究科奨学規程により、学内進学者全員に対して入学金（240,000円）を免除している。

10. 専攻領域

○博士前期課程

専 攻 名	領 域 名
環境情報学専攻	環境マネジメント コミュニケーション環境 情報システム 地域・都市環境
東京都市大学・エディスコーソン 大学国際連携環境融合科学専攻	—
都市生活学専攻	都市生活

○博士後期課程

専 攻 名	領 域 名
環境情報学専攻	環境 情報
都市生活学専攻	都市生活

環 境 方 針

1998年 8月 14日 (制定)
2001年 8月 9日 (改訂)
2005年 8月 9日 (改訂)
2009年 7月 23日 (改訂)
2013年 4月 1日 (改訂)
2017年 4月 1日 (改訂)
2021年 4月 1日 (改訂)
2023年 4月 1日 (改訂)
2024年 4月 1日 (改訂)

基本理念

東京都市大学横浜キャンパスは、地球環境保全が人類全体の最重要課題の一つであることを認識するとともに、教育機関として初めて ISO14001 の認証を取得し、以来現在まで継続して登録してきたことに誇りを持ち、キャンパス内のすべての活動が環境と調和するよう配慮し、広く地球的視野に立って、横浜キャンパス内のすべての教職員・学生及び常駐する関連会社の職員（以下「教職員・学生等」という）が一致協力して、環境の保全と改善に努め、21世紀の社会の持続可能な発展に貢献する。

基本方針

- 1 持続可能な社会の実現に貢献する学生を育成するため、環境マネジメントシステムを主要な教育テーマとして活用し、地球環境・地域環境保全のための教育と活動を能動的に展開して、社会への貢献を図る。このため、自ら研究と教育を進めることはもとより、地域・行政のプログラムに積極的に参画し、教職員・学生が自主的に参加することを支援するとともに、研究・教育の成果を公表して、持続可能な社会への貢献を図る。
- 2 環境方針を達成するため、環境目標を設定し、横浜キャンパス内のすべての教職員・学生等が一致して、環境目標の達成を図る。
- 3 横浜キャンパス内のあらゆる活動にかかる環境側面を常に認識し、環境に対する影響を評価し、環境汚染を予防するとともに、省資源・省エネルギー・廃棄物削減・グリーン購入に積極的に取り組むことにより、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進する。その際、SDGs が掲げる目標達成に寄与すべく、資源循環、気候変動の緩和と適応、並びに生物多様性の保全について常に考慮する。
- 4 横浜キャンパス内のすべての活動にかかる環境関連法規、規制、協定等を遵守し、地球温暖化防止及びオゾン層の保全などの環境改善事項を考慮した自主基準を設ける。
- 5 環境監査を実施して、環境マネジメントシステムをレビューし、継続的な改善を図る。

この環境方針は、文書化し、横浜キャンパス内の教職員・学生等に周知するとともに、一般の人にも文書並びにインターネットを用いて開示する。

東京都市大学 環境学部長 飯島 健太郎